

第4期和水町障がい者計画  
第7期和水町障がい福祉計画  
第3期和水町障がい児福祉計画



互いに理解し、自分らしく暮らせる  
共生のまちづくり

令和6年3月  
熊本県和水町

# はじめに

近年、我が国の障がいのある人を取り巻く環境の変化をみると、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（以下、医療的ケア児支援法）」が施行され、それまで努力義務となっていた医療的ケア児に対する国や市町村の支援が責務となりました。



そのほかにも、令和4年5月には、障がいのある人の社会参加の一層の推進に向けて、必要な情報の取得や意思疎通に係る施策を総合的に推進するための「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなど、障がいの有無や程度に関わらず、住み慣れた地域で生活するために必要な支援の充実が図られてきました。

これを受け本町は、基本計画である『和水町まちづくり総合基本計画』との整合性を図り、「互いに理解し、自分らしく暮らせる共生のまちづくり」を基本理念の柱とした障がい者施策を総合的に推進する長期計画として、「第4期和水町障がい者計画・第7期和水町障がい福祉計画・第3期和水町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、障がいの有無にかかわらず「住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることが出来るまちづくり」を目指して、国、県、町はもとより、関係団体や事業所、町民の皆様とも連携を図りながら、施策の推進に努めてまいりますので、皆様の御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、貴重な御意見・御提言をいただきました策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査等で御協力いただきました町民の皆様には心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

和水町長 石原佳幸



## 目次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨と背景 .....	1
(1)障がい福祉に関する動向等 .....	1
(2)本計画に関連する法整備の動向 .....	2
2 計画の位置づけ .....	3
(1)法的な位置づけ .....	3
(2)計画の役割 .....	4
(3)計画の関係性 .....	5
3 計画の期間 .....	5
4 計画策定にあたって踏まえるべき事項 .....	6
(1) 国の第5次障害者基本計画について .....	6
(2) 障害福祉サービス等の基本指針について .....	7
(3) 持続可能な開発目標(SDGs)について .....	8
第2章 障がい者を取り巻く状況 .....	9
1 人口・世帯数 .....	9
(1)人口の推移 .....	9
(2)世帯数の推移 .....	9
2 障害者手帳所持者等の状況 .....	10
(1)障害者手帳所持者数の推移 .....	10
(2)身体障害者手帳所持者数の推移 .....	11
(3)療育手帳所持者数の推移 .....	13
(4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 .....	14
(5)医療費助成制度対象者数の推移 .....	15
(6)障害福祉サービス利用決定の状況 .....	17
(7)障がい児の状況 .....	18
第3章 障がい者計画の基本的な考え方 .....	21
1 基本理念 .....	21
2 基本目標 .....	22
基本目標1 保健・医療 .....	22
基本目標2 教育・社会参加 .....	22
基本目標3 雇用・就業 .....	22
基本目標4 広報・啓発 .....	22
基本目標5 安心・安全 .....	22
基本目標6 生活環境 .....	22
基本目標7 差別の解消及び権利擁護 .....	22
基本目標8 地域生活支援 .....	22
3 計画の体系 .....	23

第4章 取り組みの内容(第4期和水町障がい者計画).....	24
<b>基本目標1 保健・医療</b> .....	24
(1)疾病の予防と早期発見・早期対応.....	26
(2)療育体制の充実.....	27
(3)保健・医療環境の充実.....	28
(4)精神保健・医療の充実.....	28
(5)難病患者等への支援の充実.....	29
<b>基本目標2 教育・社会参加</b> .....	30
(1)学校教育の充実.....	32
(2)交流・ふれあいの場の充実.....	33
(3)文化活動・スポーツ活動等の充実.....	33
(4)ボランティア活動の支援.....	34
<b>基本目標3 雇用・就業</b> .....	35
(1)雇用・就労機会の拡充.....	37
(2)就労支援の推進.....	38
<b>基本目標4 広報・啓発</b> .....	39
(1)広報・啓発の推進.....	41
(2)情報提供の充実.....	41
(3)コミュニケーション支援の充実.....	42
<b>基本目標5 安心・安全</b> .....	43
(1)防災対策の充実.....	45
(2)防犯対策の充実.....	45
(3)交通安全対策の充実.....	46
<b>基本目標6 生活環境</b> .....	47
(1)移動や外出への支援の充実.....	49
(2)住宅環境の整備.....	49
<b>基本目標7 差別の解消及び権利擁護</b> .....	50
(1)障がいを理由とする差別の解消.....	53
(2)権利擁護の推進.....	53
(3)役場の事務等における配慮.....	54
<b>基本目標8 地域生活支援</b> .....	55
(1)相談体制の充実.....	59
(2)福祉サービスの充実.....	60
(3)地域生活支援事業の充実.....	60
(4)地域生活への移行支援の充実.....	61
(5)介助者等への支援の充実.....	61
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画.....	62
<b>1 計画の成果目標</b> .....	62
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	62

(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築.....	62
(3)地域生活支援の充実.....	63
(4)福祉施設から一般就労への移行等.....	64
(5)障がい児支援の提供体制の整備等.....	65
(6)相談支援体制の充実・強化等 .....	66
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 .....	67
<b>2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策.....</b>	<b>68</b>
(1)訪問系サービス.....	68
(2)日中活動系サービス .....	70
(3)居住系サービス・施設系サービス .....	72
(4)計画相談支援・地域相談支援 .....	73
<b>3 地域生活支援事業の見込みと確保方策 .....</b>	<b>74</b>
(1)必須事業.....	74
(2)任意事業 .....	77
<b>4 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策.....</b>	<b>78</b>
(1)障害児通所支援・障害児相談支援.....	78
<b>第6章 計画の推進体制.....</b>	<b>80</b>
<b>1 計画の推進.....</b>	<b>80</b>
(1)行政の役割.....	80
(2)地域・家庭・保育所・学校等の役割 .....	80
(3)障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割 .....	80
(4)自立支援協議会の役割 .....	80
<b>2 計画の点検・評価体制 .....</b>	<b>81</b>
<b>資料編 .....</b>	<b>82</b>
<b>1 計画の策定経緯 .....</b>	<b>82</b>
<b>2 策定委員会設置要綱.....</b>	<b>83</b>
<b>3 策定委員名簿 .....</b>	<b>85</b>
<b>4 用語解説 .....</b>	<b>86</b>



# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨と背景

### (1) 障がい福祉に関する動向等

国では、平成18年に国際連合で採択された「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という）」の批准に向けて、翌年に署名し、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「障害者虐待防止法」という）」の施行（平成24年10月）、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という）」の成立及び「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という）」の改正（平成25年6月）といった国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約が批准されました。

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）」では、制度の谷間のない支援の提供、また、法に基づく支援が地域社会における共生や社会的障壁の除去に資することを目的とする基本理念が掲げられるなど、このように、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しており、国の障がい者制度の動向を加味したさらなる障がい者施策の展開が求められています。

また、平成28年5月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が可決されました。改正の内容は、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われ、障がいのある子どもへの支援の提供体制を計画的に確保するため、都道府県、市町村において障がい児福祉計画を策定することとなりました。

さらに、令和3年9月には「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを初めて明記した「医療的ケア児支援法」が施行されたほか、令和4年5月には障がいのあるなしにかかわらず、さまざまな形での情報の取得利用等を支援するための「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されるなど、障がいのある人の地域生活支援や権利擁護におけた法整備が進められています。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本町においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図る必要があります。

これらを踏まえ、「第4期和水町障がい者計画・第7期和水町障がい福祉計画・第3期和水町障がい児福祉計画」を策定します。

## (2)本計画に関連する法整備の動向

### ■「障害者権利条約」署名以降の障がい者支援に係る法整備の主な動き

年度	事項	概要
平成 19	障害者権利条約に署名	・障がい者に関する初めての国際条約
平成 21	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用納付金制度の適応対象範囲を拡大
平成 23	障害者基本法の改正	・障がい者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
平成 24	障害者虐待防止法の施行	・虐待の定義、防止策を明記
平成 25	障害者総合支援法の施行	・「障害者自立支援法」の見直し、障がいへの難病追加、制度の谷間の解消
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設などへの物品等の需要の推進
平成 26	障害者権利条約に批准	・障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月に我が国について発効
平成 28	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止 ・差別解消の取り組みの義務化
	障害者雇用促進法の改正	・国や自治体における合理的配慮の提供が義務化
	成年後見制度利用促進法の施行	・国において成年後見制度利用促進基本計画の策定及び成年後見制度利用促進会議等の設置
	発達障害者支援法の一部を改正する法律の施行	・「発達障害者」の定義の改正、「社会的障壁」の定義の改正 ・国や自治体における相談体制の整備の責務を明記
平成 30	障害者雇用促進法の改正	・障害者雇用義務の対象に精神障がい者が加わる
	障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	・自立生活援助の創設、就労定着支援の創設、居宅訪問型児童発達支援の創設 ・高齢障がい者の介護保険サービスの円滑利用 ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築(「障害児福祉計画」の策定) ・医療的ケアを要する障がい児に対する支援
令和元	障害者雇用促進法の改正	・障害者活躍推進計画策定の義務化(地方公共団体) ・特定短時間労働者を雇用する事業主に特例給付金の支給
	読書バリアフリー法の施行	・視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進を目的とする
令和2	障害者雇用促進法の改正	・事業主に対する給付制度、障がい者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度(もにす認定制度)の創設
令和3	障害者差別解消法の改正	・合理的配慮の提供義務の拡大(国や自治体のみから民間事業者も対象に)
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児が居住地域にかかわらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
令和4	障害者総合支援法の改正	・グループホーム入居者の一人暮らしへの移行支援を進める
	障害者雇用促進法の改正	・週10時間以上20時間未満で働く精神障がい者、重度身体障がい者、重度知的障がい者について、法定雇用率の算定対象に加える
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進(障がいの種類・程度に応じた手段を選択可能とする)

## 2 計画の位置づけ

### (1)法的な位置づけ

#### ■障がい者計画

町の障がい者施策全般にかかる基本的な考え方や方針を明らかにし、具体的な取り組みを示すものです。

#### 【障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号) 第 11 条第3項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下、「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

#### ■障がい福祉計画・障がい児福祉計画

国の基本指針に即して、町における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業が円滑に実施されるよう、その提供体制を計画的に確保することを目的としています。

#### 【障害者総合支援法(平成 17 年法律第 123 号) 第 88 条第1項】

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下、「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

#### 【児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 33 条の 20 第1項】

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下、「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

## (2)計画の役割

「障がい者基本計画」は、共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す障がい者支援に関する基本計画となります。

対して、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は障害福祉サービスに関する事業計画（提供計画）としての役割があります。

### ■それぞれの計画の特徴

#### 障がい者計画

- 国の基本計画は参考にするが、各自治体が創意工夫のもと、それぞれに取り組みを検討する
- 障がい福祉計画が国の指針に基づいた「サービスの提供計画」であるのに対し、障がい者計画は、共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」を達成するための取り組みを示す、障がい者支援に関する基本的な計画
- 計画の目標が共生社会の推進・差別解消・権利擁護等の「普遍的・長期的な目標」であることから、計画期間が長い(自治体によって異なるが、6年あるいは10年のところもある)

#### 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

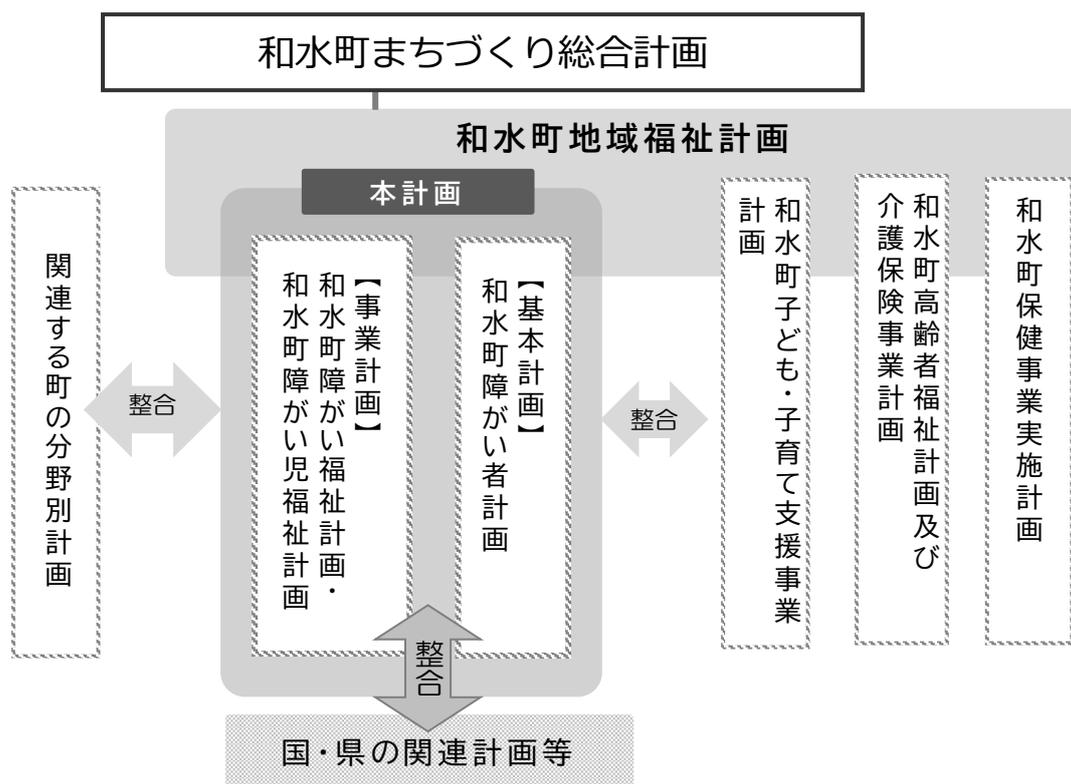
- 障害福祉サービス等、障がいのある方を支えるためのサービスの提供計画
- 国が指針を出しており、国の指針に則って全市町村が並行して同様の取り組み(サービス等)の計画を作る。(国が指針を出すのは障害福祉サービスの地域差(不平等)を防ぐ目的がある)
- 人口の状況や、最新の法改正等を踏まえて直近(3年間)のサービスの提供計画を作るため、計画期間が短い(3年)

### (3)計画の関係性

本計画は、本町の最上位計画である「和水平まちづくり総合計画」や福祉分野の上位計画である「和水平地域福祉計画」の内容を踏まえ、町の障がい福祉に関する個別計画として、「和水平障がい者計画」「和水平障がい福祉計画・和水平障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」、熊本県の「くまもと障がい者プラン」「熊本県障がい福祉計画（熊本県障がい福祉計画・熊本県障がい児福祉計画）」とも整合・連携を図るものとします。

#### ■計画の関係性について



## 3 計画の期間

「第4期和水平障がい者計画」の計画期間は令和6年度から令和11年度までの6年間です。

また、「第7期和水平障がい福祉計画」及び「第3期和水平障がい児福祉計画」の計画期間は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

#### ■計画期間について

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	第4期計画					
障がい福祉計画	第7期計画			第8期計画		
障がい児福祉計画	第3期計画			第4期計画		

## 4 計画策定にあたって踏まえるべき事項

### (1) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨や内容を踏まえ策定します。

#### ■障害者基本計画の概要

##### I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

##### II 総論の主な内容

###### ①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

###### ②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

###### ③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

###### ④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

###### ⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

##### III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

## (2) 障害福祉サービス等の基本指針について

本計画は、障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定に係る国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）も踏まえ策定します。

第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下のとおりです。

### ■基本指針見直しの主な事項(一部抜粋)

#### 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### 福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### 障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

#### 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

#### 地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会における事例検討会議の実施回数等の活動指標の設定

#### 障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

#### 「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

#### 障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

#### よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉サービスデータベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

#### 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

### (3) 持続可能な開発目標(SDGs)について

平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs (持続可能な開発目標)」が採択されました。SDGs は、令和 12 (2030) 年までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成されています。

国では SDGs の採択を受け、平成 28 年 12 月に SDGs 推進のための中長期戦略である「SDGs 実施指針」(平成 28 年 12 月 22 日 SDGs 推進本部決定) が策定され、令和元年 12 月には同指針の改定が行われており、「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を始めとした 8 つの優先課題と課題に取り組むための主要原則が掲げられています。

「誰一人取り残さない」という SDGs の理念は、共生社会の実現に向け、障がい者施策の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもあります。

障がい者施策の推進に当たっては、SDGs 推進の取り組みとも軌を一にし、障がい者のみならず行政機関等・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取り組みを推進することが求められます。

#### ■SDGs の 17 の目標



# 第2章 障がい者を取り巻く状況

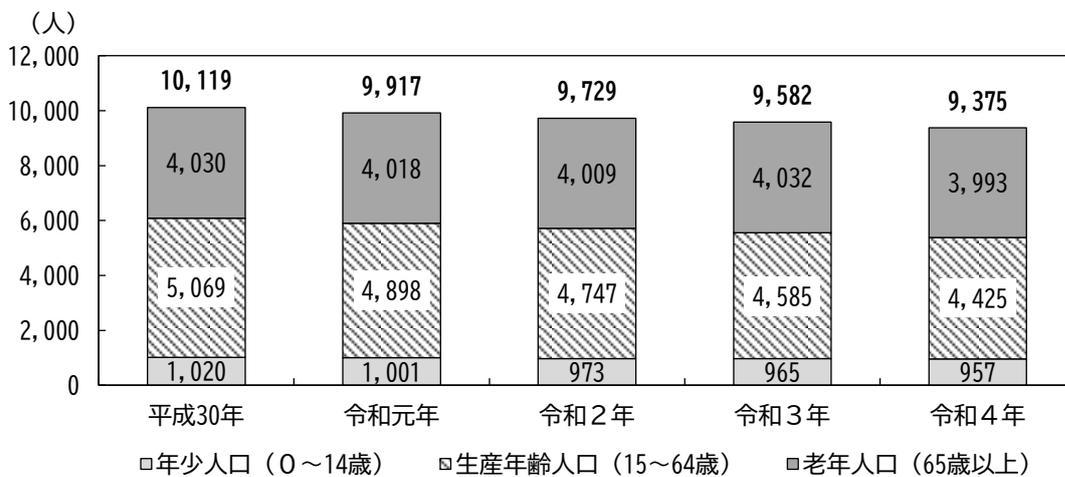
## 1 人口・世帯数

### (1)人口の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和4年度末で9,375人と、平成30年からの5年間で744人減少しています。

年齢3区分別にみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のいずれも減少傾向にあります。

■総人口と年齢3区分別人口の推移



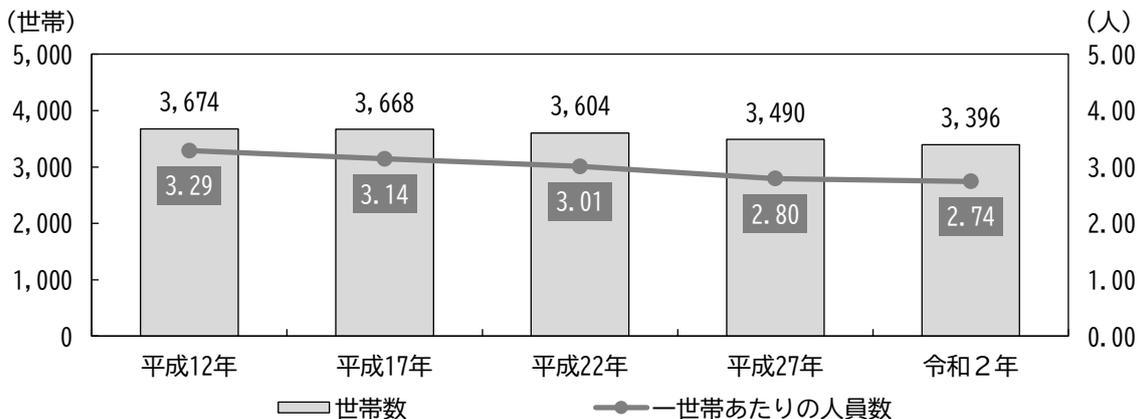
資料：住民基本台帳（年度末）

### (2)世帯数の推移

本町の世帯数は減少傾向にあり、令和2年で3,396世帯と、平成12年からの20年間で278世帯減少しています。

一世帯あたりの人員数も減少しており、令和2年で2.74人と3人を割り込み、単身世帯の増加や核家族化の進行がうかがえます。

■世帯数と一世帯あたりの人員数の推移



資料：国勢調査

## 2 障害者手帳所持者等の状況

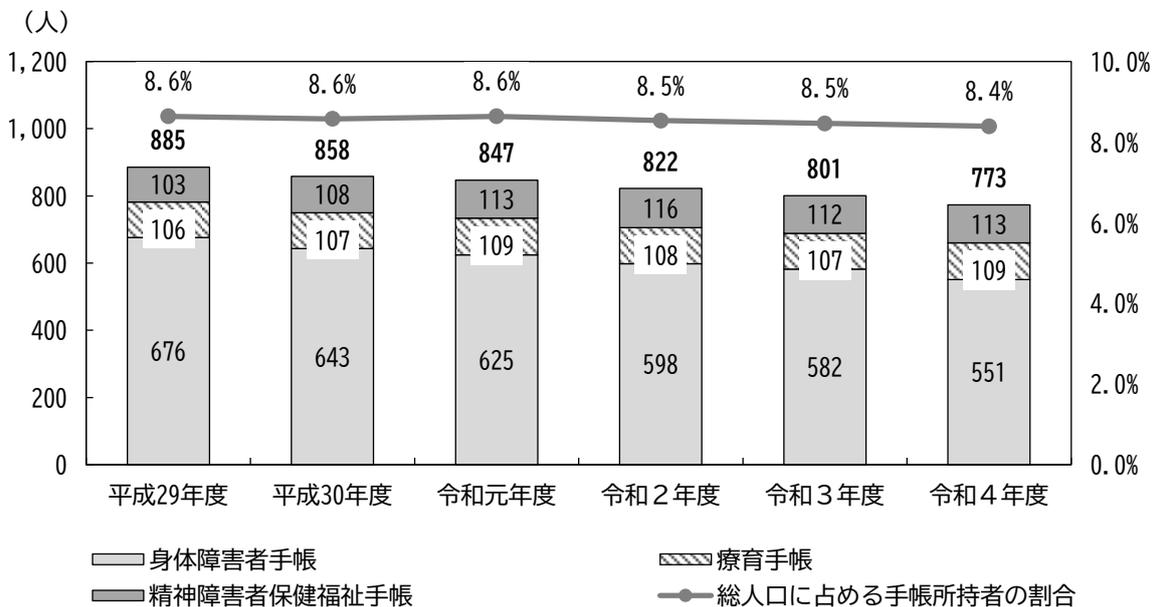
### (1) 障害者手帳所持者数の推移

本町の手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度で773人と、平成29年度からの6年間で112人減少しています。

手帳種別にみると、令和4年度で身体障害者手帳所持者は551人、療育手帳所持者は109人、精神障害者保健福祉手帳所持者は113人となっており、平成29年度からの6年間で身体障害者手帳所持者は125人減少していますが、療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者はともに増加しています。

総人口に占める手帳所持者の割合をみると、8.5%前後と横ばいで推移しています。

#### ■ 障害者手帳所持者数の推移



資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

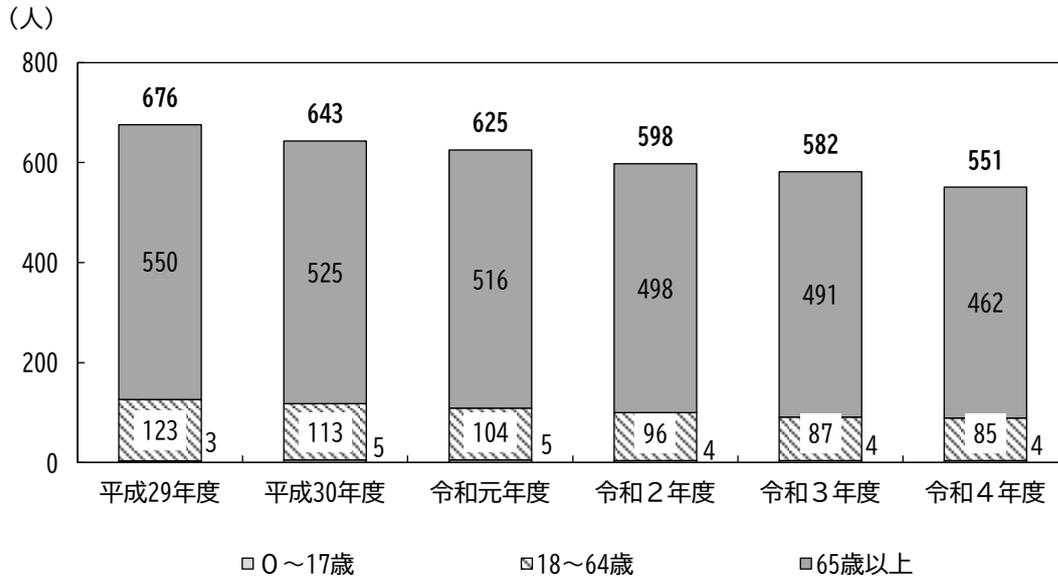
## (2)身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数を年齢3区分別にみると、平成29年度から令和4年度にかけて、「0～17歳」は横ばい、「18～64歳」と「65歳以上」は減少傾向で推移しています。

等級別にみると、「4級」が最も多く、次いで「1級」、「3級」となっています。

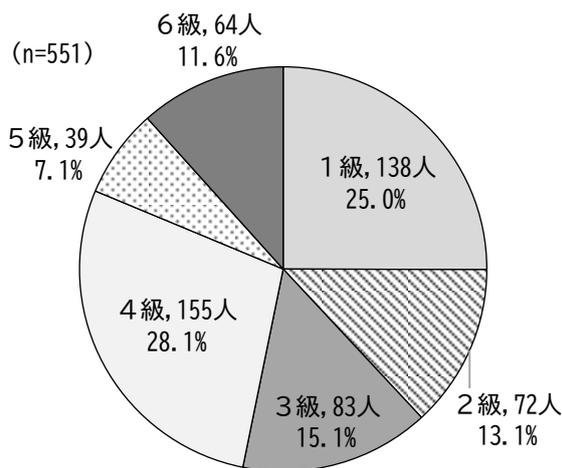
障がい種別にみると、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」となっています。

### ■年齢3区分別・身体障害者手帳所持者数の推移

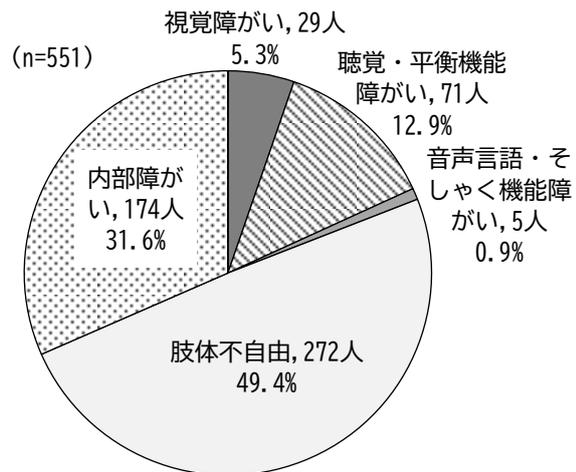


資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

### ■等級別・身体障害者手帳所持者数の割合



### ■障がい種別・身体障害者手帳所持者数の割合



資料：和水町福祉課福祉係（令和4年度末現在）

※それぞれの割合は、小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合があります。

■等級別・身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	147	144	142	158	156	138
2 級	83	81	77	76	73	72
3 級	111	103	103	87	84	83
4 級	209	201	187	167	160	155
5 級	47	43	44	38	39	39
6 級	79	71	72	72	70	64
合計	676	643	625	598	582	551

資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

■障がい種別・身体障害者手帳所持者数の推移

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	44	38	39	34	33	29
聴覚・平衡機能障がい	92	84	78	76	77	71
音声言語・そしゃく機能障がい	9	9	9	5	5	5
肢体不自由	344	328	321	302	288	272
内部障がい	187	184	178	181	179	174
合計	676	643	625	598	582	551

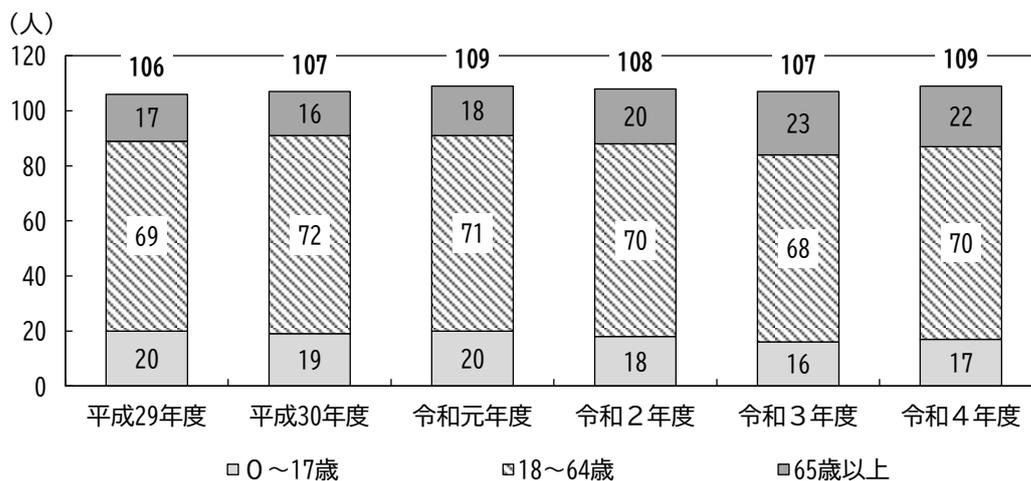
資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

### (3)療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数を年齢3区分別にみると、平成29年度から令和4年度にかけて、「0～17歳」は減少傾向、「18～64歳」は横ばい、「65歳以上」は増加傾向で推移しています。

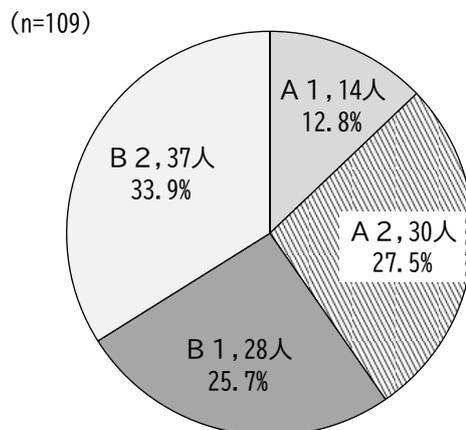
判定別にみると、「B2」が最も多く、次いで「A2」、「B1」となっています。

#### ■年齢3区分別・療育手帳所持者数の推移



資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

#### ■判定別・療育手帳所持者数の割合



資料：和水町福祉課福祉係（令和4年度末現在）

※それぞれの割合は、小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合があります。

#### ■判定別・療育手帳所持者数の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A1	14	13	13	13	13	14
A2	30	30	31	30	31	30
B1	25	26	25	27	27	28
B2	37	38	40	38	36	37
合計	106	107	109	108	107	109

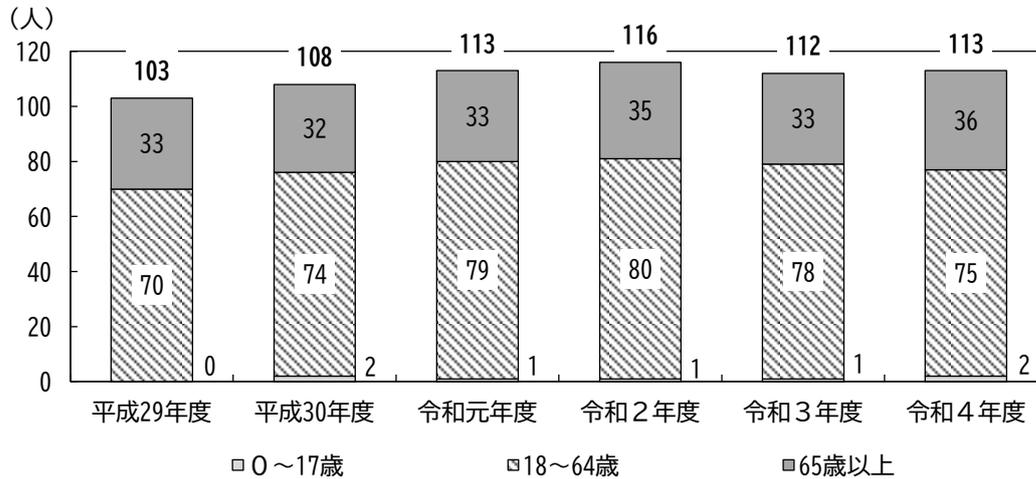
資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

## (4)精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数を年齢3区分別にみると、平成29年度から令和4年度にかけて、「0～17歳」は横ばい、「18～64歳」と「65歳以上」は増加傾向で推移しています。

等級別にみると、「2級」が最も多く、次いで「3級」、「1級」となっています。

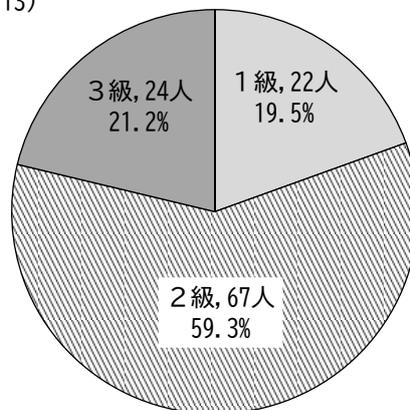
### ■年齢3区分別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

### ■等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の割合

(n=113)



資料：和水町福祉課福祉係（令和4年度末現在）

※それぞれの割合は、小数点第二位以下を四捨五入しているため、合計が100.0%とならない場合があります。

### ■等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	29	28	26	26	22	22
2級	58	64	66	67	65	67
3級	16	16	21	23	25	24
合計	103	108	113	116	112	113

資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

## (5)医療費助成制度対象者数の推移

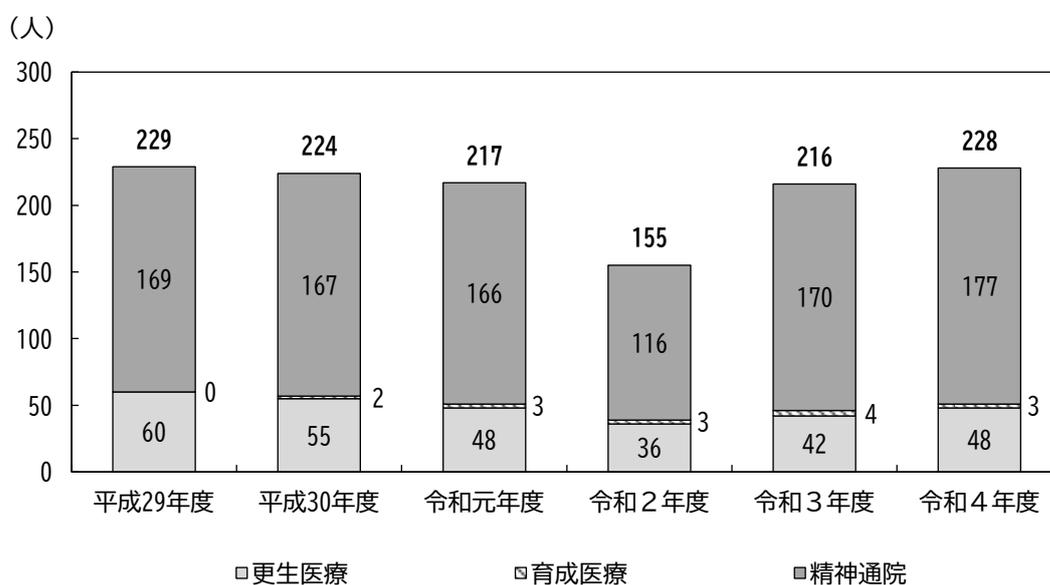
### ①自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）利用者の状況

更生医療受給者数は、平成 29 年度から令和 2 年度にかけて減少しましたが、その後は増加に転じ、令和 4 年度は 48 人となっています。

育成医療受給者数は、平成 29 年度は利用がありませんでしたが、平成 30 年度以降は 2～4 人で推移しており、令和 4 年度は 3 人となっています。

精神通院受給者数は、年度によって増減はあるものの、令和 2 年度を除いて 170 人前後で推移しており、令和 4 年度は 177 人となっています。

### ■自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）利用者数の推移



資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

### ■自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院）利用者数の推移

(人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
更生医療	60	55	48	36	42	48
育成医療	0	2	3	3	4	3
精神通院	169	167	166	116	170	177
合計	229	224	217	155	216	228

資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

## ②重度心身障がい者医療費助成対象者の状況

重度心身障がい者医療費助成対象者数は減少傾向にあり、平成29年度からの6年間で46人減少し、令和4年度は269人となっています。

### ■重度心身障がい者医療費助成対象者数の推移

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
重度心身障がい者医療費助成対象者	315	309	299	299	290	269

資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

## ③難病患者の状況

指定難病認定者数は、年度によって増減はあるものの横ばいで推移しており、令和4年度は99人となっています。

有明保健所管内の小児慢性特定疾患認定者数は増加傾向にあり、令和4年度は154件となっています。

### ■難病患者数の推移

(人、件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病認定者（人）	99	100	92	93	98	99
小児慢性特定疾患認定者（件）※	123	134	133	135	149	154

資料：有明保健所（各年度末現在）

※有明保健所管内の認定者数

## (6)障害福祉サービス利用決定の状況

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の利用決定者数の状況です。障がい者（18歳以上）、障がい児（18歳未満）ともに増減しながら横ばいで推移しています。

### ■年齢別・障害福祉サービス利用決定者数の推移

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者（18歳以上）	105	105	106	112	110	104
障がい児（18歳未満）	36	42	41	41	35	39

### ■障害支援区分別・障害福祉サービス利用決定者数の推移

(人)

令和2年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合計
障害支援区分	区分1	0	4	1	0	5
	区分2	2	4	2	0	8
	区分3	5	12	2	0	19
	区分4	2	9	0	0	11
	区分5	5	10	3	0	18
	区分6	7	9	0	0	16
総数		21	48	8	0	77

令和3年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合計
障害支援区分	区分1	0	3	0	0	3
	区分2	2	5	3	0	10
	区分3	5	9	2	0	16
	区分4	1	12	1	0	14
	区分5	5	8	2	0	15
	区分6	8	9	0	0	17
総数		21	46	8	0	75

令和4年度		身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	難病等対象者	合計
障害支援区分	区分1	0	4	0	0	4
	区分2	1	2	3	0	6
	区分3	3	9	1	0	13
	区分4	2	12	2	0	16
	区分5	3	10	1	0	14
	区分6	8	9	0	0	17
総数		17	46	7	0	70

資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

## (7)障がい児の状況

### ①障がい児保育の状況

障がい児保育の実施箇所数は、令和4年度で4箇所となっています。

利用者数は年度によって増減がみられ、令和4年度で10人となっています。障がい別にみると、発達障がい児の利用が多く、令和4年度で9人となっています。

#### ■障がい児保育の実施箇所数、利用者数の推移

(箇所、人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実施箇所数(箇所)	4	4	4	3	4	4
利用者数(人)	7	12	10	8	9	10
視覚障がい児	0	0	0	0	0	0
聴覚障がい児	0	0	0	1	0	0
肢体不自由児	2	1	0	0	0	0
知的障がい児	1	0	1	2	2	1
発達障がい児	4	11	9	5	7	9

資料：和水町保健子ども課子ども家庭係（各年度末現在）

## ②特別支援学級の状況

特別支援学級数は、令和4年度で小学校が2校5学級、中学校が2校4学級となっています。

特別支援学級の在籍児童・生徒数は、令和4年度で小学校が23人、中学校が13人となっています。

### ■特別支援学級数、児童・生徒数の推移

(校、学級、人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校						
学校数(校)	4	3	3	2	2	2
特別支援学級数(学級)	5	4	6	7	6	5
児童数(人)	16	18	22	28	23	23
6年	5	3	3	5	7	3
5年	3	2	5	8	2	3
4年	2	3	8	2	3	9
3年	2	8	2	3	8	4
2年	3	1	1	8	2	1
1年	1	1	3	2	1	3
中学校						
学校数(校)	2	2	2	2	2	2
特別支援学級数(学級)	4	4	4	4	4	4
生徒数(人)	8	10	11	13	12	13
3年	2	2	3	6	3	4
2年	3	3	5	3	4	5
1年	3	5	3	4	5	4

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

### ③特別支援学校の状況

特別支援学校の児童・生徒数は、令和4年度で小学部が2人、中学部が2人となっています。

#### ■特別支援学校の児童・生徒数の推移 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
在学児童・生徒数	0	1	2	1	2	4
小学部	0	1	2	1	1	2
中学部	0	0	0	0	1	2

資料：学校基本調査（各年度5月1日現在）

### ④障害児福祉手当・特別児童扶養手当の状況

障害児福祉手当の受給者数は、令和4年度で3人となっています。

特別児童扶養手当の受給者数は年度によって増減がみられ、令和4年度で37人となっています。

#### ■障害児福祉手当・特別児童扶養手当の推移 (人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障害児福祉手当	3	1	1	1	1	3
特別児童扶養手当	33	38	39	35	33	37
1級	5	4	4	6	6	6
2級	28	34	35	29	27	31

資料：和水町福祉課福祉係（各年度末現在）

# 第3章 障がい者計画の基本的な考え方

## 1 基本理念

### 互いに理解し、自分らしく暮らせる共生のまちづくり

平成27年9月の国連サミットにおいて「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択され、障がいのある人を含めた『誰一人取り残さない』社会づくりや、多様性を認め、すべての人が支え合いながらともに生活できる、「インクルーシブ<sup>1</sup>な社会づくり」について、重要性を含めた理解が全国的にも広まりつつあります。

そのような状況のなか、本町では、すべての住民が障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域でともに生活をし、お互いに理解し認め合いともに暮らす共生社会の実現を目指し、障がいのある人の社会・経済・文化・その他あらゆる分野の活動に参加する機会や、障がいのある人の地域生活を支える障害福祉サービス等の拡充に努めてきました。

しかしながら、障がいに対する差別や偏見が解消しきれていない現状や、障がいのある人の多様な社会参加も進みきれていない現状など、いまだ課題が見られます。

今回の計画では、前回に引き続き『互いに理解し、自分らしく暮らせる共生のまちづくり』を基本理念とし、障がいのある人もない人も、地域の中で認め合いながら自らの希望と夢を持っていきいきと個性を發揮し、社会に参加できるまちづくりの一層の充実に努めるものとします。

---

<sup>1</sup> インクルーシブは「包摂的・包括的」を意味する言葉であり、「排他的・排他的」を意味するエクスクルーシブの対義語。つまり「インクルーシブな社会」とは、障がいの有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生できる社会のこと。

## 2 基本目標

### 基本目標1 保健・医療

保健や医療について安心して生活ができるよう、適切な支援につなげる障がいの早期発見体制の充実や障がいの原因となる疾病などの予防の充実を図ります。

### 基本目標2 教育・社会参加

一人ひとりの障がいの状況に応じた特別支援教育を推進するとともに、学校を通じて障がいのある子どもと無い子どもが交流する機会や障がいについて学ぶ機会の充実を図り、お互いの個性や強みを認め合う、多様性と包摂性に富んだ子どもの育成を図ります。

また、文化活動、スポーツ・レクリエーション活動、交流活動など参加機会の充実を図ります。

### 基本目標3 雇用・就業

障がい者が適性と能力に応じて、社会・経済活動に参加し、自立した生活を送ることができるよう、多様な就労機会や場の確保を推進します。

### 基本目標4 広報・啓発

障がい者への差別や偏見のない共生社会を実現するために、すべての住民が障がい者への理解を深め、心のバリアフリーの実現を推進します。

### 基本目標5 安心・安全

災害時などにも不安を感じることなく、また、悪徳商法などによる消費者トラブルに巻き込まれることがないよう、安全に安心して生活できる環境づくりを進めます。

### 基本目標6 生活環境

障がい者が地域社会で積極的に社会・経済活動に参加できるよう、障がい者が外出しやすい環境をつくるため、バリアフリー化を推進します。

### 基本目標7 差別の解消及び権利擁護

障がい者が社会参加をする際に妨げとなることがないように、差別の解消、障がい者虐待の防止、障がい者の権利擁護を推進します。

### 基本目標8 地域生活支援

障がい者が地域社会の一員として安心して暮らせるよう、在宅福祉サービスの充実、住宅や生活施設の確保、生活安定のための経済的支援などサービスの充実を図ります。

また、一つの家庭で複合的・多発的な課題が生じている等の困難事例にも対応できるよう体制の充実に努めるとともに、障がいのある家族を支える介助者や保護者に向けた相談等支援体制の充実に取り組みます。

### 3 計画の体系

[障がい者計画]

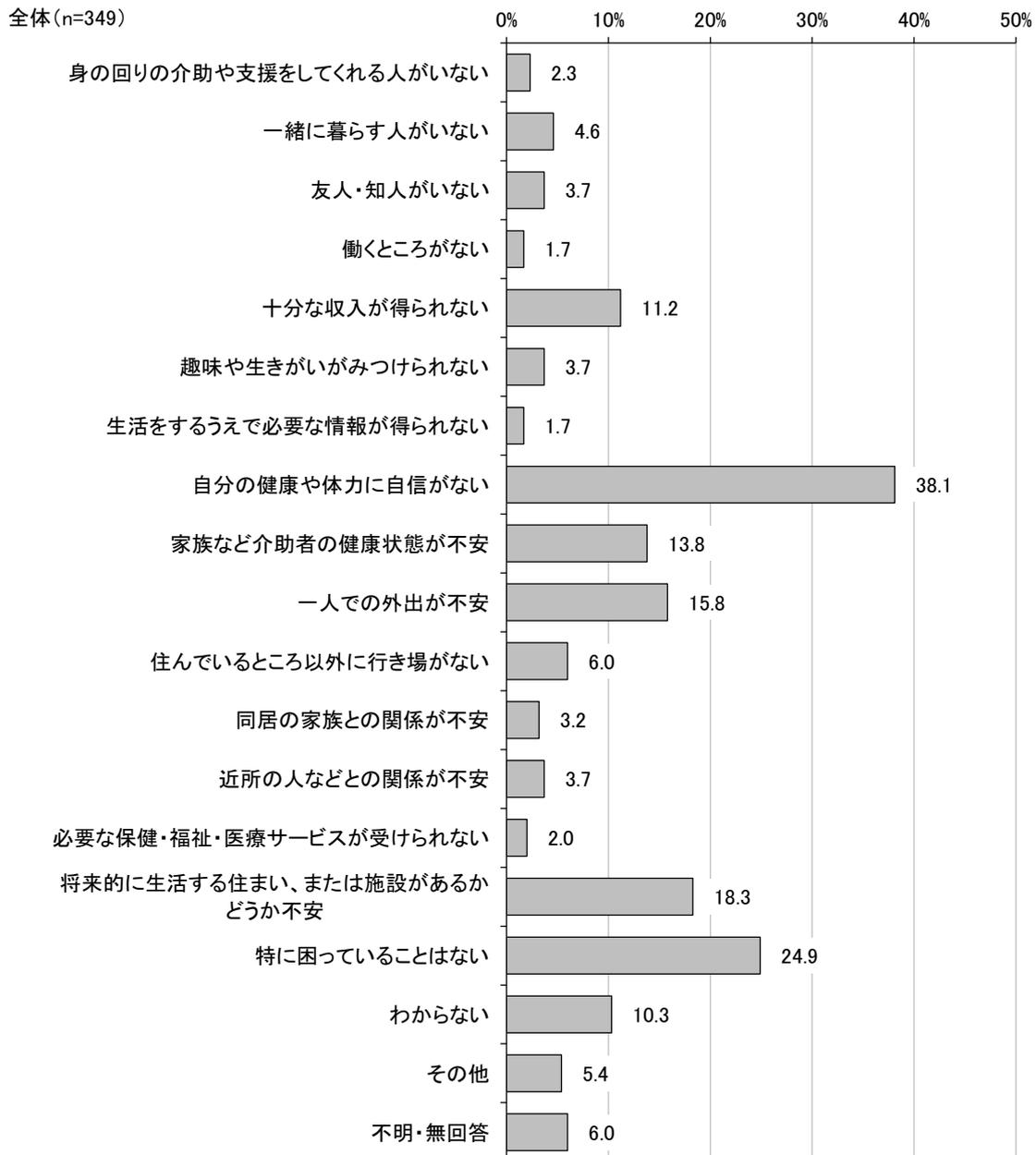
基本理念	基本目標	取り組み
互いに理解し、自分らしく暮らせる共生のまちづくり	基本目標 1 保健・医療	(1) 疾病の予防と早期発見・早期対応
		(2) 療育体制の充実
		(3) 保健・医療環境の充実
		(4) 精神保健・医療の充実
		(5) 難病患者等への支援の充実
	基本目標 2 教育・社会参加	(1) 学校教育の充実
		(2) 交流・ふれあいの場の充実
		(3) 文化活動・スポーツ活動等の充実
		(4) ボランティア活動の支援
	基本目標 3 雇用・就業	(1) 雇用・就労機会の拡充
		(2) 就労支援の推進
	基本目標 4 広報・啓発	(1) 広報・啓発の推進
		(2) 情報提供の充実
		(3) コミュニケーション支援の充実
	基本目標 5 安心・安全	(1) 防災対策の充実
		(2) 防犯対策の充実
		(3) 交通安全対策の充実
	基本目標 6 生活環境	(1) 移動や外出への支援の充実
		(2) 住宅環境の整備
	基本目標 7 差別の解消及び権利擁護	(1) 障がいを理由とする差別の解消
		(2) 権利擁護の推進
		(3) 役場の事務等における配慮
	基本目標 8 地域生活支援	(1) 相談体制の充実
		(2) 福祉サービスの充実
(3) 地域生活支援事業の充実		
(4) 地域生活への移行支援の充実		
(5) 介助者等への支援の充実		

# 第4章 取り組みの内容 (第4期和水町障がい者計画)

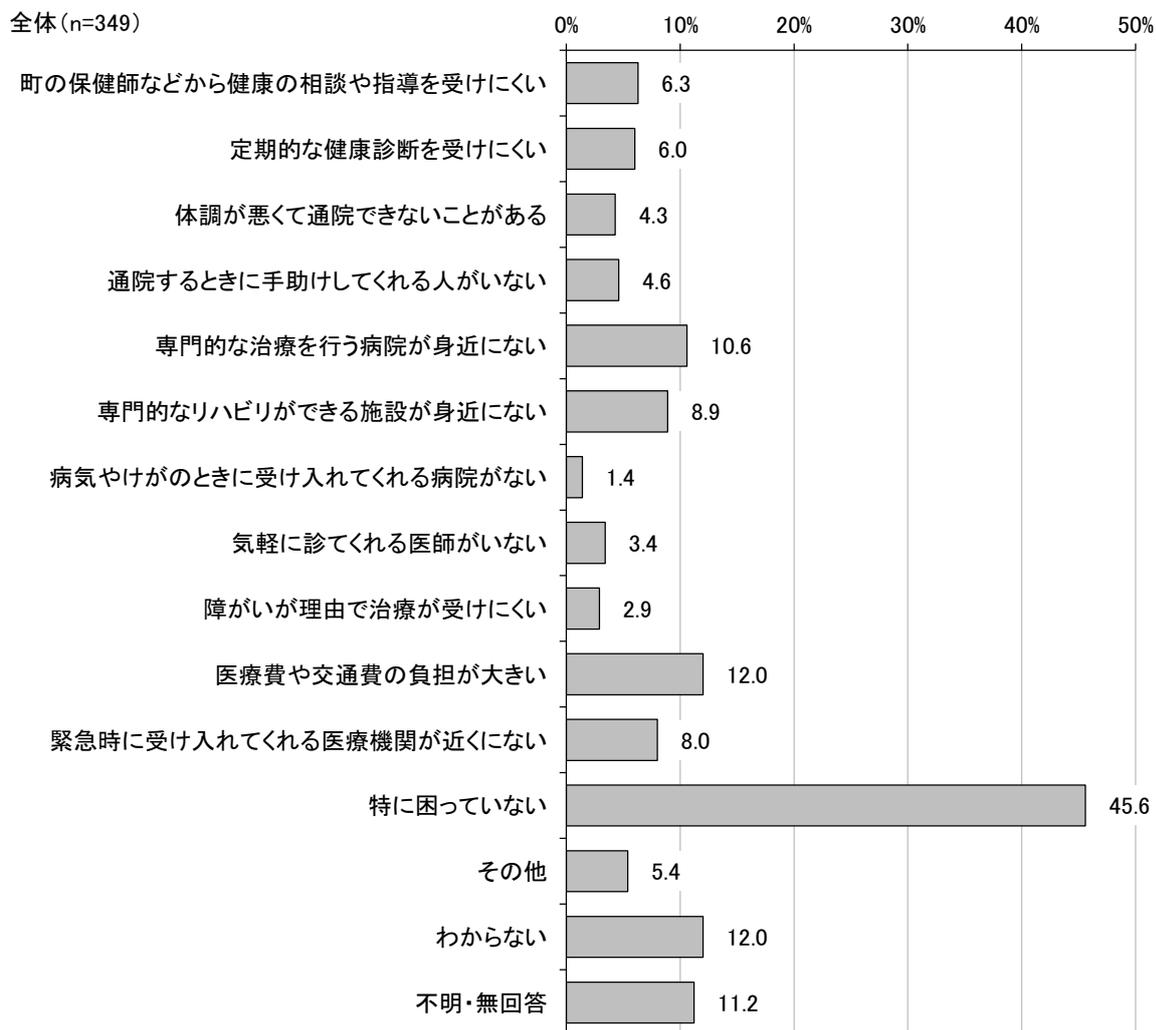
## 基本目標1 保健・医療

### 【現状と課題】

<現在の生活で困っていることや不安なこと(複数回答)>



<保健や医療について困っていること（複数回答）>



～アンケートから～

現在の生活について、健康や体力に自信がない人が多くみられました。また、保健・医療面では、「特に困っていない」が半数近くを占めるものの、「専門的な治療を行う病院が身近にない」と「医療費や交通費の負担が大きい」がそれぞれ1割を超えています。

通院に関わる移動手段の確保や、交通費の支援などが重要と考えられます。さらに、身近なところで保健・医療について相談できる体制の充実も、重要と考えられます。

## 【具体的な取り組み】

### (1) 疾病の予防と早期発見・早期対応

広く住民の健康づくりに取り組むとともに、障がいの原因となる生活習慣病等の疾病の予防や早期発見・重度化予防に取り組めます。

施策名	内 容	方針
健康診査等の充実	健康診査等を充実し、生活習慣病など障がいにつながる病気の早期発見、早期治療を推進します。また、保健師や栄養士の指導による改善を図ります。	継続充実
健康づくりの推進	生活習慣病の予防や、それに伴う障がいの悪化を防ぐ観点から、保健師や栄養士による、対象者にあった健康管理のための食生活の改善提案等、取り組みやすい健康増進に向けた施策の充実を図ります。	継続充実
疾病予防の推進	障がいの発生原因となる疾病の知識を住民へ周知し、障がい発生原因の疾病予防を推進します。	継続充実
専門性の向上の推進	早期の相談・支援体制において重要な役割を果たしている保健師・相談支援専門員・保育士等の専門職員へ研修の機会を提供し、さらなる専門性の向上を推進します。	継続充実
早期支援につながる支援機関の周知	障がい者支援に関する各専門機関と連携を図るとともに、早期支援につながるよう、支援機関の利用について周知します。	継続充実

## (2)療育体制の充実

発達相談や乳幼児健診、また、保育所や学校との連携により、発達の遅れや障がいにより早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりに努めます。

施策名	内 容	方針
相談支援体制の充実	健康診査等を充実し、乳幼児健康診査の結果、経過観察となった乳幼児に応じた育児支援、保健師等からのアドバイス、保護者の育児不安の軽減のための支援を行い、相談支援体制の充実に努めます。	継続充実
保育・教育機関との連携の強化	保育所や学校と連携し、保育所等訪問支援また巡回相談を実施することにより、発達の遅れや障がいにより早期に気づき、療育等の支援に円滑につながる体制づくりを進めるとともに、集団生活の場における必要な配慮等について助言、また適切な関わり方等の指導を行います。	継続充実
専門機関との連携の強化	妊産婦や乳幼児の指導がいきわたるよう、各健診の受診率向上を図るとともに、相談窓口・指導体制を整備し、保健師や栄養士と保健所や療育支援機関等の専門機関との連携を強化します。また、広域連携の充実に努め、早期対応体制の充実に努めます。	継続充実
速やかで適切な療育支援体制の推進	早期に障がいに応じた療育を行うことができるよう、乳幼児健診等の充実と関係機関の連携強化に取り組み、速やかで適切な療育支援体制を推進します。	継続充実
情報交換ができる環境づくり	障がい児が適切な療育を受けられることができるよう、関係機関との連携強化に努め、障がい児の保護者や家族が情報交換できる環境づくりを推進するとともに、施策の周知に努め、より多くの方に利用していただけるよう工夫します。	継続充実
障がい児保育の充実	障がいのある子どもの支援にあたる加配保育士を新たに雇用する場合、必要な経費の一部を補助することで、障がい児保育の充実に努めます。	継続充実

### (3)保健・医療環境の充実

障がいのある人が安心して生活することができるよう、自立支援医療の給付を行うとともに、身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、医療機関とも連携しながら体制の充実に努めます。

施策名	内容	方針
自立支援医療等の医療費の公費負担・助成制度等の周知	障がいのある人が必要な医療を適切に受けることができるよう、医療機関等と連携しながら、自立支援医療等の医療費の公費負担・助成制度等について周知を図ります。	継続充実
地域の医療機関との連携	障がいのある人の健康管理を充実するため、地域医療体制の充実に努め、医療機関に関する情報提供を行います。	継続充実
歯科診療の充実	障がいのある人の口腔機能を改善し生活の質を高めるため、歯科医師会との連携を推進します。また、障がいのある人の歯科診療の機会を提供するため、歯科医療機関の情報提供を行います。	継続充実

### (4)精神保健・医療の充実

精神障がいの早期受診・早期治療に向けた相談支援や啓発に取り組むとともに、広く、住民に対してこころの健康づくりに取り組みます。

施策名	内容	方針
精神障がいの早期受診・早期治療	精神保健に関する正しい知識を周知し、保健師が気になる対象者に対して指導し、専門医療機関への早期受診・早期治療につながるよう支援します。	継続充実
継続的な治療や相談の充実	保健師、障がい福祉担当、医療機関や地域と連携し、精神障がいのある人に継続的な治療や相談の充実に努め、病気の軽減や社会復帰を支援します。また、介護者の負担軽減のための体制づくりを推進します。	継続充実
こころの健康相談の実施	どうしようもない不安や抑うつ、無気力等に苦しむ人が適切に支援や医療につながるができるよう、こころの健康相談を実施するとともに、さまざまな相談窓口とも連携したこころの健康づくりに取り組みます。	継続充実

## (5) 難病患者等への支援の充実

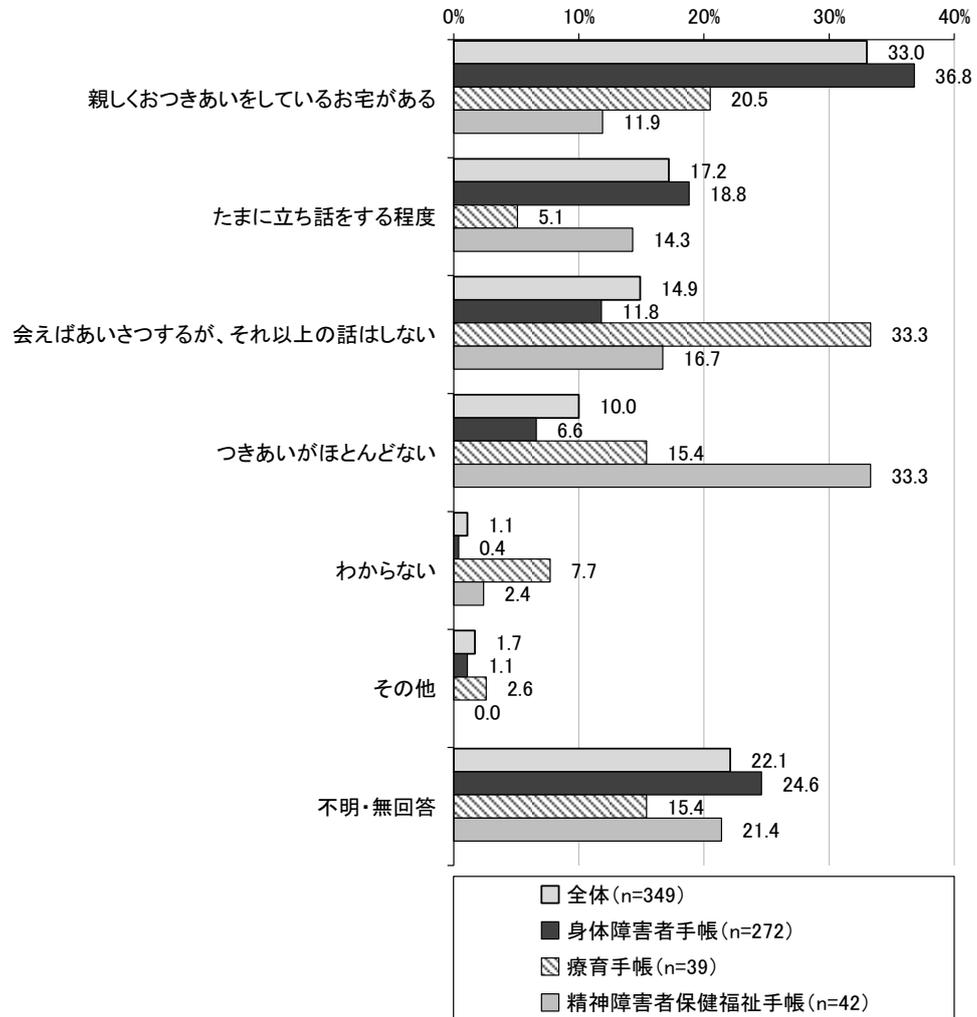
難病患者や医療的ケア児等、専門的な支援が必要な人に対し、専門機関、また広域でも連携しながら支援体制の充実を図ります。

施策名	内 容	方針
難病患者等への支援	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行います。また、県との連携により、保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障害福祉サービスの利用を促進します。	継続充実
医療的ケア児への支援の推進	医療的ケア児支援センター等の専門機関とも連携し、相談等の支援を推進するとともに、「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」と連携し、医療的ケア児への支援体制の充実にむけた協議、またコーディネーターの確保に取り組みます。	新規

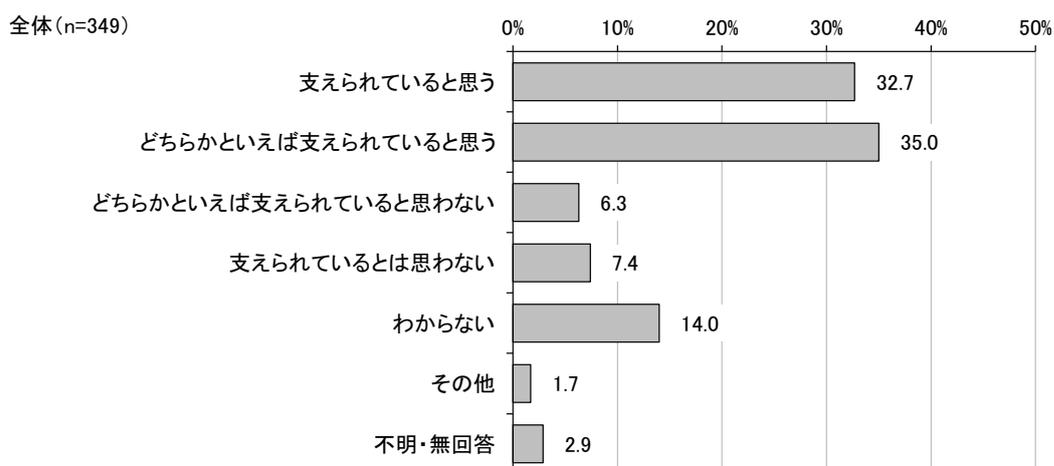
## 基本目標2 教育・社会参加

### 【現状と課題】

<本人の近所づきあいについて（単数回答）>



<地域の人たちに支えられているという実感について（単数回答）>



～アンケートから～

現在の生活について、「親しくおつきあいをしているお宅がある」が全体では3割を超えています。療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者では、近所づきあいの希薄さが明らかとなっています。

地域の人たちに支えられているという実感については、「支えられていると思う」と「どちらかといえば支えられていると思う」の合計が7割近くとなっており、おおむね肯定的な意見が多くなっています。

学校教育や生涯学習などを通じて障がいのある人への理解を深め、地域全体で障がいのある人を支える体制が充実するよう努める必要があると考えられます。

## 【具体的な取り組み】

### (1) 学校教育の充実

障がいのある子ども一人ひとりが、それぞれの状況に応じて、合理的配慮を受けながら最適な環境で学ぶことができるよう、就学相談や教育環境の充実を図ります。

施策名	内 容	方針
関係機関との連携強化	障害のある幼児児童生徒が就学前から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられるよう、教育、福祉、医療、就労等の関係機関との連携を図ります。	継続充実
就学相談の実施	障がいや疾病、発達に課題がある子どもが、一人ひとりの状況に応じて最適な環境で教育が受けられるよう、教育支援委員会を通じた就学相談（必要に応じて発達検査の実施）を行います。	継続充実
特別支援教育の推進	障がいのある児童生徒一人ひとりが、生活上の困難の軽減や自立に向けて最適な環境で学ぶことができるよう、個別の教育支援計画を作成・活用するとともに、通級指導教室や特別支援学級における指導の充実、また、施設整備の充実・改善に努めます。	継続充実
不登校児童生徒への支援の充実	障がいに起因すると考えられる不登校や引きこもり等への対応について学校等と連携し、支援の充実を図ります。	新規
インクルーシブ教育の推進	障がいのある子どもも、ない子どもも、障がいの有無にかかわらず、可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求し、多様な学びにおける支援の充実を図ります。 また、一人ひとりの障がいの状態やニーズ等に応じて、ユニバーサルデザインや「合意的配慮」の提供に努めます。	新規
教職員や関係者の資質の向上	すべての教職員や関係者の研修を実施し、豊かな人権感覚を持って適切な指導及び必要な支援ができるよう努めます。	継続充実

## (2)交流・ふれあいの場の充実

障がいがあっても地域の中で認め合い、支え合いながら生活できるよう、地域活動や交流の機会の充実に取り組みます。

施策名	内容	方針
地域活動への参画の促進	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。	新規
学校等と連携した福祉教育の推進	障がいのある児童生徒とない児童生徒が地域の学校とともに学び、ともに育つ教育環境の中で、障がいへの理解と知識を深めることができるよう、特別支援学級と通常学級の児童生徒が交流する機会の充実や、さまざまな障がいの疑似体験（※）等、障がいに対する理解と認識を培う福祉教育の充実に取り組みます。	新規
交流・ふれあいの場の充実	身近な地域における交流・ふれあいの場の充実にむけて、公園や公民館等の機能の充実や、利活用の推進に取り組みます。	継続

※アイマスクの装着による視覚障がいの疑似体験や、車いすの体験等をさします。

## (3)文化活動・スポーツ活動等の充実

心身の健康増進にもつながるスポーツについて、障がいがあっても参加・加入しやすい環境づくりに努めるとともに、文化芸術活動についても、読書環境の充実や、文化活動への参加また発表の機会の拡大に努めます。

施策名	内容	方針
スポーツ行事への参加の促進	スポーツを通じて体力の維持、機能回復の向上を図るため、身体障がい者体育大会・輝き大会・ふれあいピック等、県レベル、地域レベルにおけるスポーツ事業への参加を促進します。	継続充実
読書環境の充実	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、障がいの有無に関わらず、全ての人が読書を楽しむことができるよう、点字図書等の充実に努めます。	新規
文化活動の周知	音楽を通して精神障がいのある人と地域住民との交流を図り、精神障がいのある人に対する誤解や偏見を是正するため、ハートフルコンサートの開催を広く周知します。	継続充実

#### (4) ボランティア活動の支援

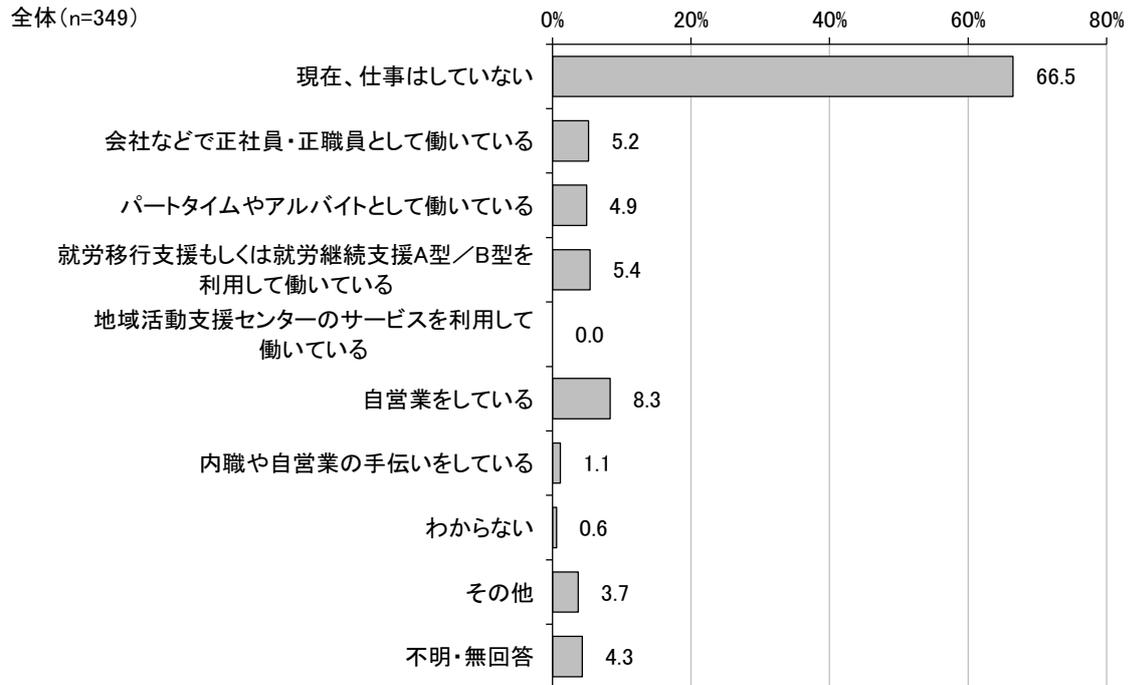
障がいがあっても、それぞれの希望に応じてボランティア活動に参加することができるよう、社会福祉協議会と連携した支援に取り組みます。

施策名	内 容	方針
ボランティア団体等への支援	ボランティア活動は福祉の向上に欠かせないものであり、地域福祉の担い手として期待されていることから、和水町社会福祉協議会と協力して、ボランティア団体等の育成を図るとともに、その活動を支援します。また、障がいのある人もボランティアに参画できるよう、情報提供や相談等の支援を推進します。	継続充実

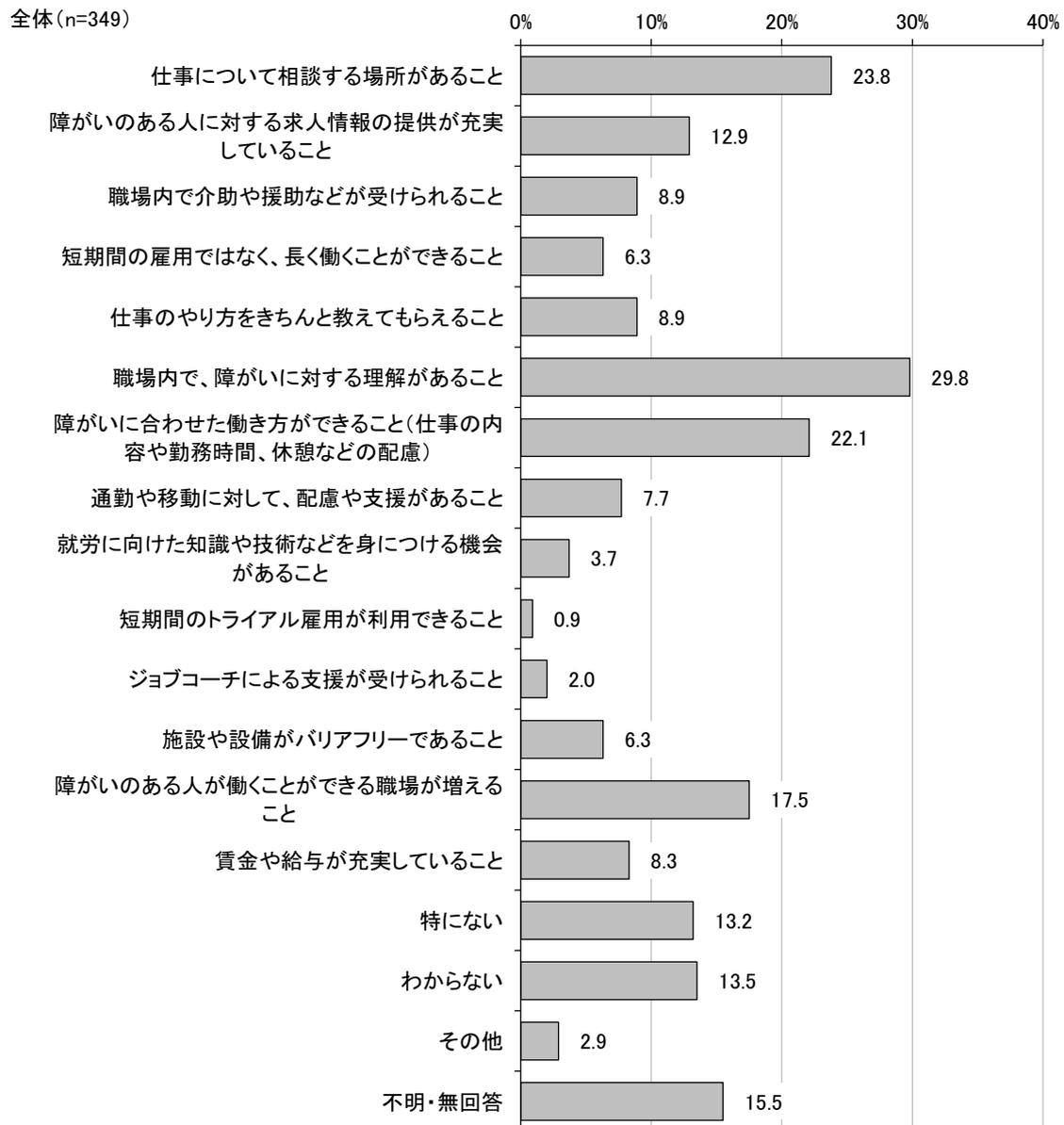
## 基本目標3 雇用・就業

### 【現状と課題】

<現在、どのような仕事をしているか（単数回答）>



<働く場合、どのような配慮が必要だと思うか（複数回答）>



～アンケートから～

就労状況については、「現在、仕事はしていない」が7割近くとなっています。働く場合に必要な配慮としては、「職場内で、障がいに対する理解があること」が約3割で最も高く、次いで「仕事について相談する場所があること」と「障がいに合わせた働き方ができること」がいずれも2割を超えています。

障がい者雇用の促進を図るとともに、企業等に対して障がい者が働きやすい環境づくりについて啓発・周知することが重要であると考えられます。

## 【具体的な取り組み】

### (1)雇用・就労機会の拡充

雇用・就労機会の拡充におけ、本町における障がい者雇用の推進に取り組むとともに、広く、一般企業に対して障がい者雇用の拡大に向けた啓発等に取り組めます。

施策名	内 容	方針
本町における雇用の推進	障がい者雇用の促進において、令和6年・令和8年に段階的に法定雇用率が引き上げられることが決まっています。本町における障がい者雇用について、「和水町障がい者活躍推進計画」に基づき推進するとともに、障がいの特性に応じたサポートや合理的配慮による就労環境の改善を図ることで、継続して働くことができるよう取り組みます。	継続充実
就労支援の推進	障がいのある人が、必要な段階で就労支援を受けることができるよう、障がい者就業・生活支援センター（※）等の専門機関の周知を図るとともに、就労におけた知識や能力の向上のために就労系福祉サービスの利用を促進します。	継続充実
定着支援の推進	障がい者就業・生活支援センター等の専門機関と連携し、就労にブランクのある人等を含め、障がいのある人が職場に適応・定着できるための支援を行います。また、事業所等とも連携し体調管理や金銭管理、また、日常生活や地域生活に関する助言を行い、生活の安定を図ります。	継続充実
障がい者雇用に関する相談等支援の充実	障がい者就業・生活支援センター等の専門機関との連携のもと、企業への障がい者雇用に関する相談体制の充実に努めます。また、企業等に対してトライアル雇用やジョブコーチ、もにす認定制度（※）等の各種制度の情報提供を推進し、利活用の促進を図ります。	継続充実
就労に係る合理的配慮の普及	令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するのに際し、雇用・就労の場面においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。本町に立地する企業等においても、適切に配慮が提供されるよう、商工会等の関連機関とも連携した広報・啓発に取り組めます。	継続充実
雇用機会の拡大と工賃の向上	障がいのある人の雇用機会の拡大と工賃の向上を図るため、町から障がい者就労施設等への優先的な発注の拡大を推進します。	継続充実

※本町においては、玉名市の「熊本県有明障がい者就業・生活支援センター きずな」が管轄となります。

※もにす認定制度とは、障がい者の雇用の促進及び雇用の安定に関する取り組みの状況等が優れた中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度です。

## (2)就労支援の推進

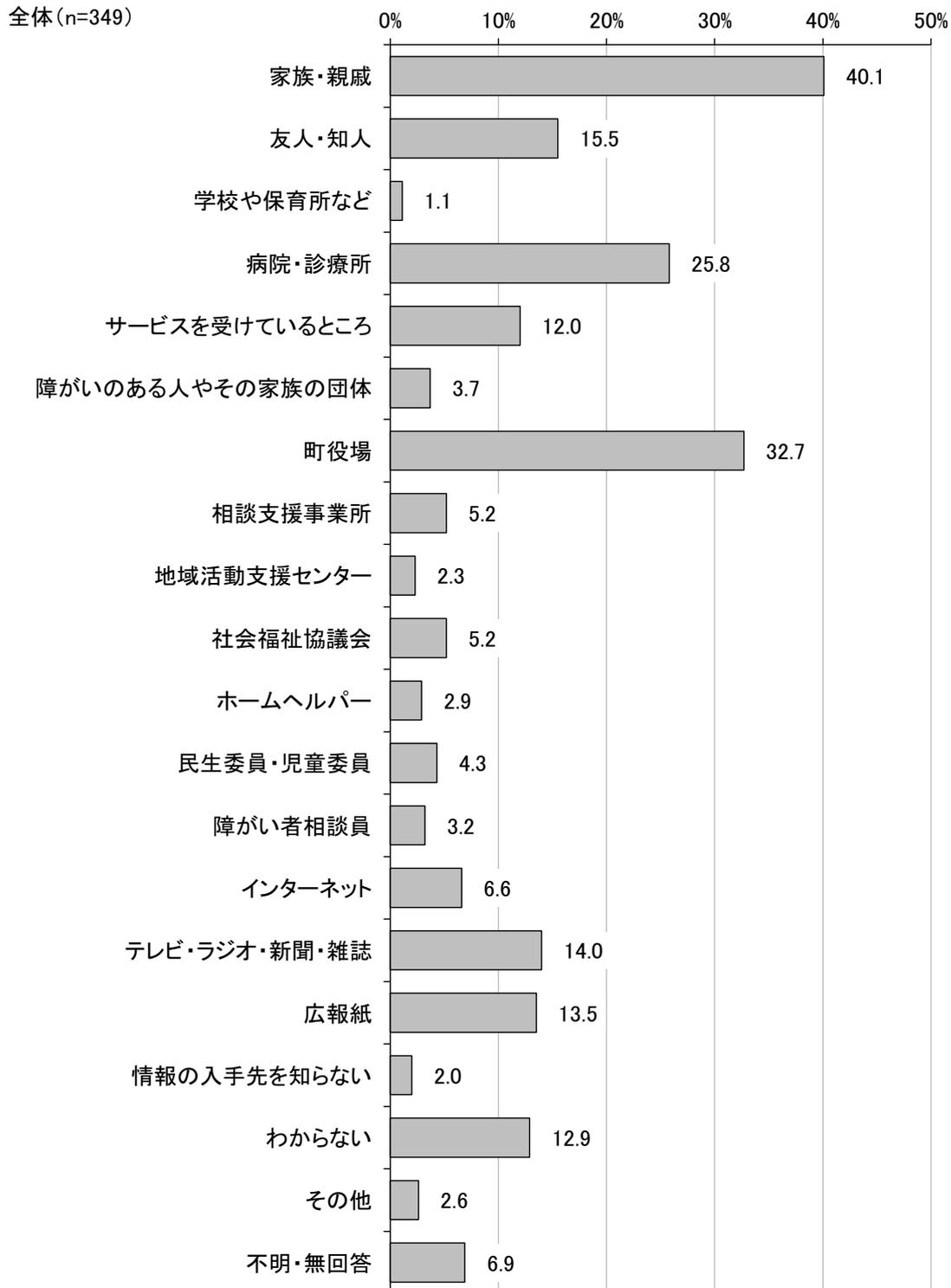
町内の自主製品を販売する障害福祉サービス事業所を支援し、障がいのある人が生産する製品の販売機会の拡大や障がいのある人の社会参加の促進を図ります。

施策名	内 容	方針
就労支援の充実	就労が困難な障がいのある人の働く場を確保し自立を支援するために、それぞれの状況や障がいの特性に応じた就労支援の充実を推進します。	継続充実
福祉的就労の場の充実	身近な地域において、自立した生活に必要な経済的基盤の確保や働くことによる生きがいの創出を目的とした福祉的就労の場などの充実を図ります。	継続充実
本町における物品調達等の推進	就労支援事業所や地域活動支援センターの障がい者就労施設などへの優先的かつ積極的な物品の発注や業務の委託をより一層進めるとともに、障がい者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。	継続充実

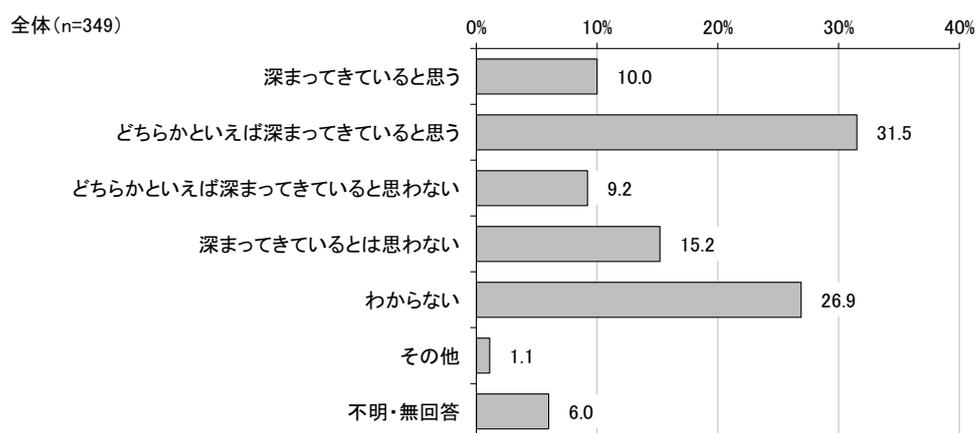
## 基本目標4 広報・啓発

### 【現状と課題】

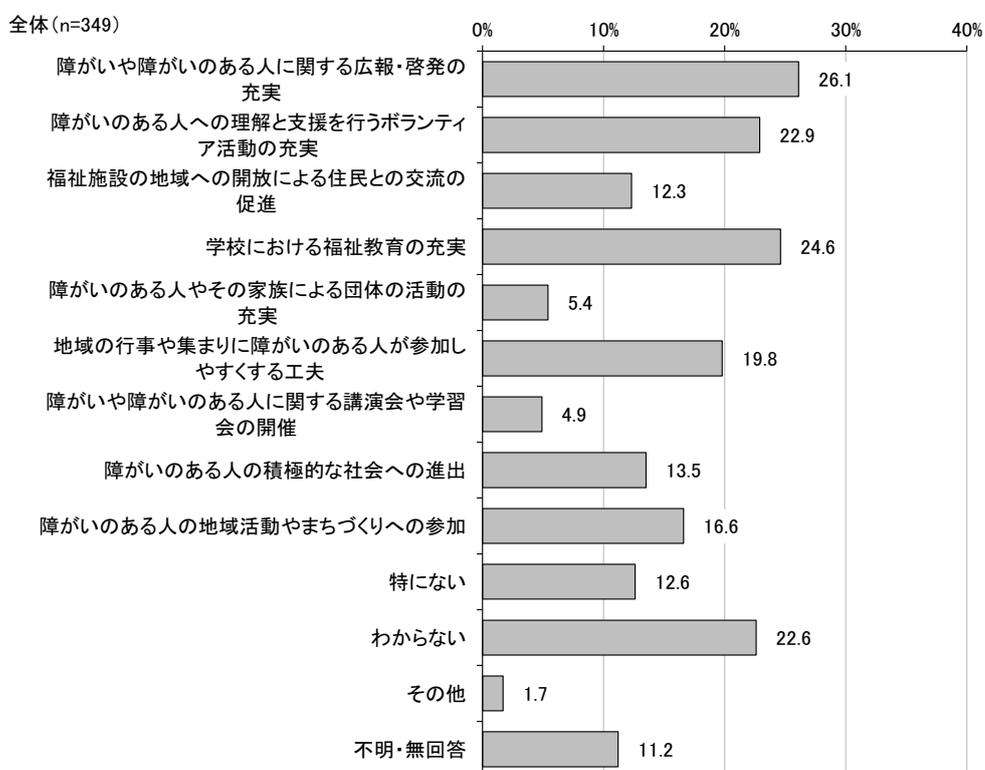
<福祉に関する情報をどこから入手しているか（複数回答）>



<障がいや障がいのある人に対する理解が深まってきていると思うか（単数回答）>



<住民の理解を深めるために必要だと思うこと（複数回答）>



～アンケートから～

情報の入手先については、「家族・親戚」や「町役場」が高くなっています。

障がいや障がいのある人に対する理解促進に必要なこととしては、「障がいや障がいのある人に関する広報・啓発の充実」と「障がいのある人への理解と支援を行うボランティア活動の充実」「学校における福祉教育の充実」がいずれも2割を超えています。

町の広報に加え、障がいのある人やその家族への情報発信、さまざまな障がいの状況に応じた情報伝達手段の工夫、ボランティア活動の支援、福祉教育の充実などが重要であると考えられます。

## 【具体的な取り組み】

### (1) 広報・啓発の推進

障がいの正しい理解の促進に向けて、広報紙やホームページを通じた広報・啓発を推進するとともに、講演会や福祉教育等の機会の充実に努めます。

施策名	内容	方針
広報啓発の推進	障がいへの理解を促進するため、広報紙・啓発用パンフレット、ホームページ、SNS等を通じた広報啓発を推進します。また、障がいのある人から直接話を聞く機会や、障がいのある人との交流など、障がいを理解するための機会の充実に努め、差別や偏見の解消に向けた啓発活動を推進します。	継続充実
正しい知識の普及と理解促進	住民の理解が必要と思われる障がい（発達障がいや高次脳機能障がい等）や精神障がい等について、正しい知識の普及と理解促進に努めます。	継続充実
啓発講座や講演会の周知と内容の充実	すべての住民に対し障がいの理解・認識を深めるため、障がいに関する啓発講座や講演会の開催等、福祉教育の機会を設け周知を図るとともに、内容の充実に努めます。	継続充実
各種団体活動の広報の充実	障がいのある人の団体や、福祉団体等が行う活動等の情報収集に努め、その広報・周知を支援します。	継続充実
福祉職の魅力発信	学校や事業所と連携し、障がいのある人と触れ合い、多様な個性や魅力を感じられる機会の確保・充実に努めるとともに、様々な媒体を活用して福祉職の魅力をPRすることで、福祉職への興味・関心の向上に努めます。	継続充実

### (2) 情報提供の充実

障がいのある人が、障害福祉サービス等の必要な情報を入手できるよう、障がいに配慮した情報提供に取り組みます。

施策名	内容	方針
情報提供の充実	障がい福祉制度の改正等、国の動向を踏まえながら、障がいのある人やその家族などが必要とする情報、例えば障害福祉サービスや困りごとの相談先等の情報について、的確に提供をするため、広報紙、ホームページ、SNSなど多様な媒体を活用した情報提供の充実に努めます。また、色使いや音声化など障がい種別に配慮した情報伝達方法を工夫します。	継続充実
情報のバリアフリー化の推進	手話通訳者の設置・派遣や、情報・意思支援用具の支給などを通じて情報等のバリアフリー化を進めます。	継続充実

### (3)コミュニケーション支援の充実

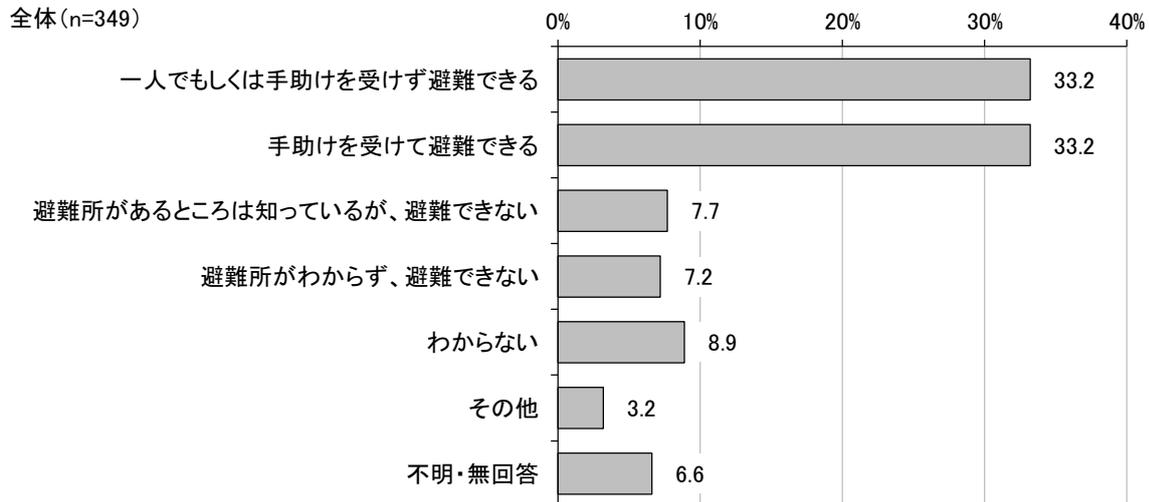
令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」も踏まえ、障がいのある人の意思疎通や意思決定に関する支援の充実を図ります。

施策名	内 容	方針
窓口における配慮の推進	窓口において、一人ひとりの障がいの状況に応じたコミュニケーションを行う等、障がいに配慮した取り組みを進めます。また、職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	継続充実
コミュニケーション支援の検討	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等のコミュニケーション支援のため、筆談シートを使用した対応を行います。また、外部への派遣については、地域支援事業を活用します。	継続充実
コミュニケーション支援のボランティア育成の推進	手話通訳や要約筆記を行うボランティア（奉仕員）を育成するため、研修講座を開催するとともに、育成したボランティアの活動支援に対する取り組みを推進します。	継続充実

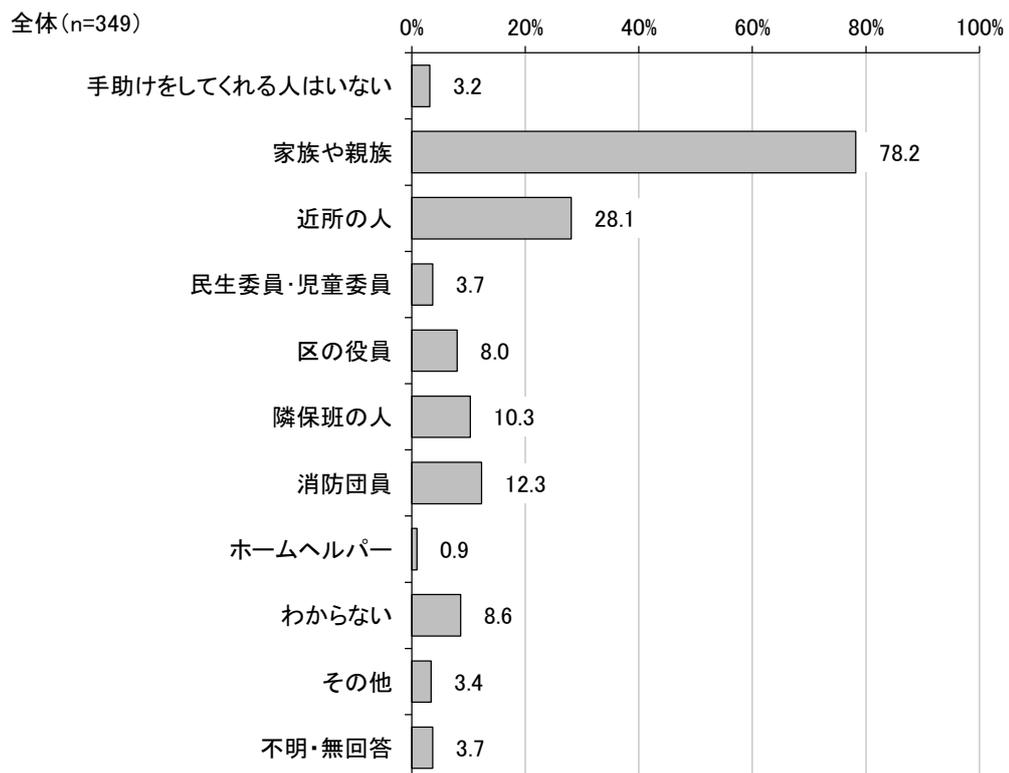
## 基本目標5 安心・安全

### 【現状と課題】

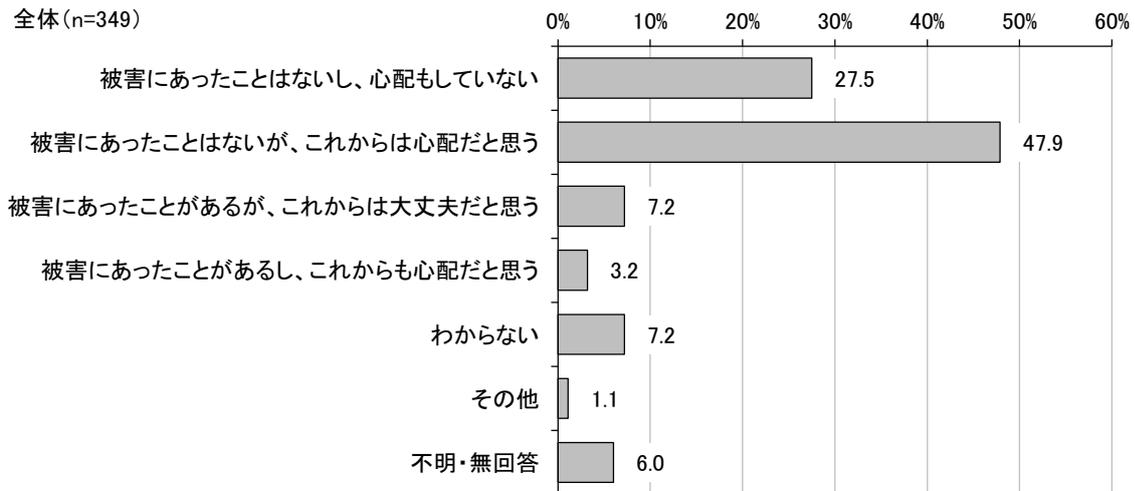
<災害が起こったとき、一人で避難できるか（単数回答）>



<避難が必要になったとき、手助けをしてくれる人は誰か。（複数回答）>



<訪問販売や通信販売などでだまされて、被害にあったことがあるか。(単数回答)>



～アンケートから～

災害時の避難については、「一人でもしくは手助けを受けず避難できる」と「手助けを受けて避難できる」がいずれも約3割となっています。避難時に手助けをしてくれる人については、「家族や親戚」が8割近くとなっています。

消費者被害については、被害にあったことのない人が7割を超えていますが、「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」が5割近くとなっています。

家族が不在の場合の避難対策や、消費者被害にあわないための啓発・周知などが重要であると考えられます。

## 【具体的な取り組み】

### (1)防災対策の充実

地域や事業所等と連携し、障がいのある人を災害から守る体制の強化や、災害時にも安心して避難できる避難所の確保を推進します。

施策名	内容	方針
自主防災活動の強化	災害時における避難活動をはじめ、安全で住み良い、災害に強いまちにするため、自治会や消防団組織等と連携して、地域住民を主体とした自主防災活動の強化を図ります。また、校区ごとに年1回防災訓練を実施して、防災意識を高めます。	継続充実
避難支援体制の強化	災害発生時における避難行動要支援者の安全かつ確かな避難のため、地域や事業所等と連携し、避難行動要支援者名簿への登録を推進するとともに、一人ひとりの状況に応じた具体的な避難計画である個別避難計画の策定や避難支援員の確保に努めます。	新規
障がいのある人の避難場所の確保	障がいに配慮された仕切りや個室、トイレなど、避難所設備の充実に努めるとともに、地域の障がい者関連施設等と連携して、災害発生時の障がいのある人の避難場所の確保に努めます。また、避難場所での合理的配慮の提供に努めます。	継続充実

### (2)防犯対策の充実

障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みを進めます。

施策名	内容	方針
悪徳商法等の被害予防	障がいのある人が振り込め詐欺などの特殊詐欺や悪徳商法などの消費者被害にあわないよう、警察などと連携しながら防犯対策の強化を図るとともに、広報紙やホームページを活用した情報提供や地域における防犯活動の充実に努めます。	継続充実

### (3)交通安全対策の充実

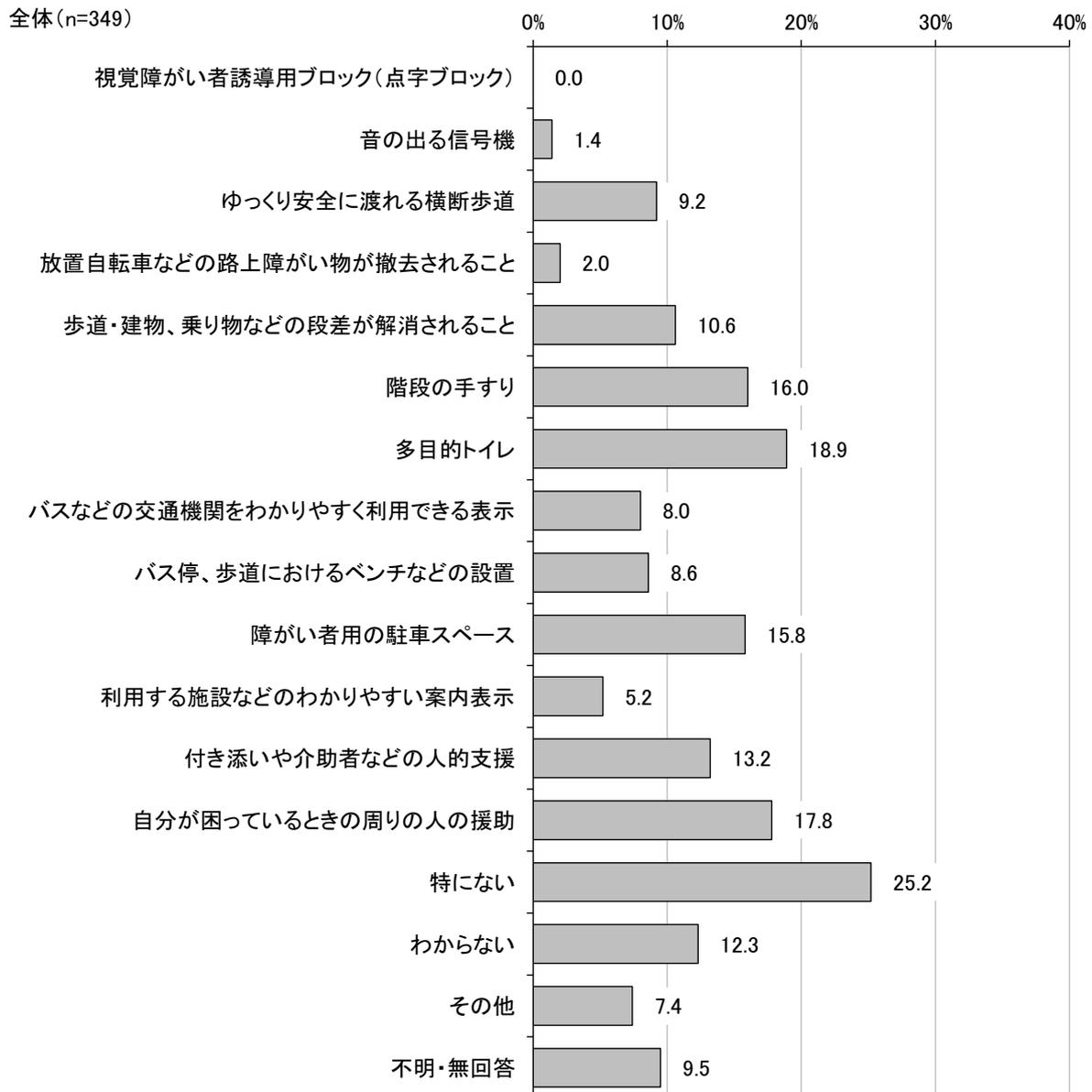
障がいのある人の交通安全対策の充実において、地域と連携した見守りや交通安全運動を推進します。

施策名	内 容	方針
交通安全施策の充実	障がいのある人が交通事故などにあうことがないように、交通安全施策を推進するとともに、交通安全運動を実施し、交通安全の確保に努めます。	継続充実
登下校時の見守りの推進	児童生徒が安全に、また安心して登下校ができるよう、子ども見守り隊等の地域のボランティアと連携した見守り活動を推進します。	継続充実

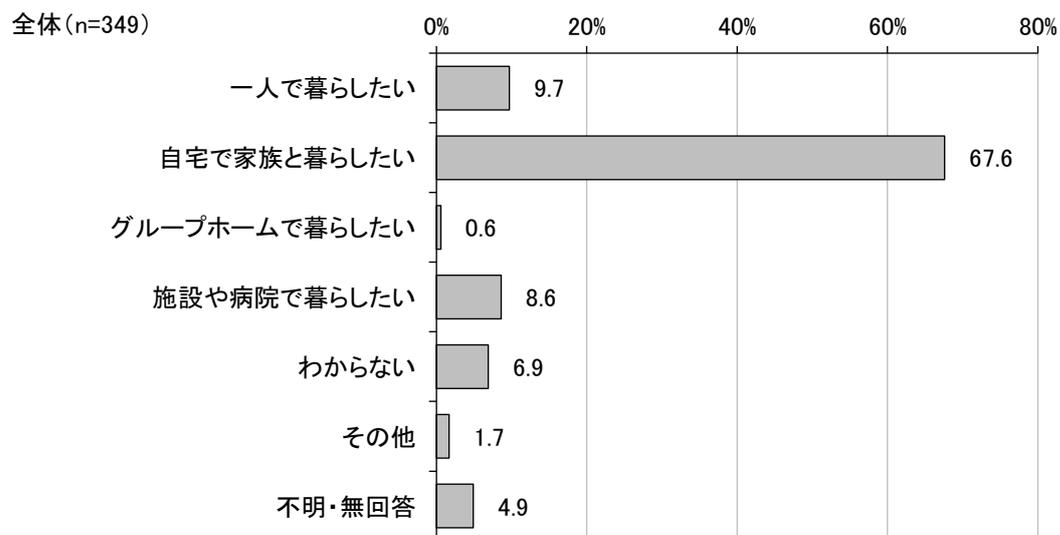
## 基本目標6 生活環境

### 【現状と課題】

<外出時に、充実してほしいこと（複数回答）>



<今後、どのように暮らしたいか（単数回答）>



～アンケートから～

外出時に充実してほしいことについては、「特になし」が最も高くなっています。要望としては「階段の手すり」や「多目的トイレ」などのハード（設備）面に加え、「自分が困っているときの周りの人の援助」などが高くなっています。

今後の暮らしについては、「自宅で家族と暮らしたい」が7割近くとなっています。

バリアフリーのまちづくりをさらに進めるとともに、障がいのある人の外出支援の充実、住宅環境などが重要であると考えられます。

## 【具体的な取り組み】

### (1)移動や外出への支援の充実

障がいのある人の社会参加の促進において、事業所とも連携した移動や外出への支援を推進するとともに、障がいのある人が使える制度の周知・普及に取り組みます。

施策名	内 容	方針
和水町おでかけ交通「あいのりくん」の展開・推進	公共交通空白地域等に居住する障がいのある人等の、快適で安全な移動を確保するために、和水町おでかけ交通「あいのりくん」（予約型乗合タクシー）を展開・推進します。	継続充実
外出支援サービス等の提供	障がいのある人の社会参加を促進するため、行動援護、同行援護、移動支援等の外出支援サービスの充実を図ります。また、自動車運転免許の取得費用や、身体障がいのある人が自ら所有し運転する車の改造費用の一部を助成します。	継続
障がい者等用駐車場の適正利用の推進	移動に配慮が必要な人に対して、県内共通の障がい者等用駐車場の利用証（ハートフルパス）を交付します。また、同制度（熊本県ハートフルパス制度）の普及に努め、障がい者等用駐車場の適正利用を図ります。	継続

### (2)住宅環境の整備

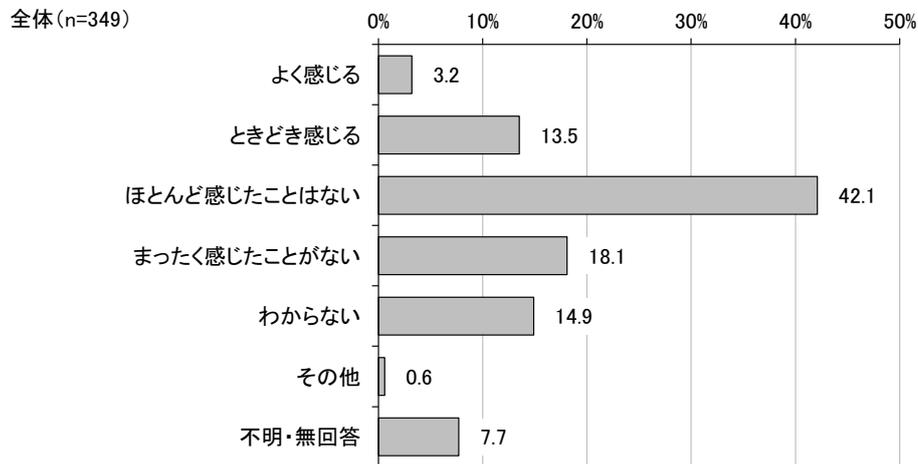
障がいのある人の地域生活を支えるために、町営住宅の適切な改修や、グループホームの供給の拡大、また自宅改修などへの適切な助成を推進します。

施策名	内 容	方針
住宅環境の整備	町営住宅の建替え・改修において、障がいのある人を含むすべての人が暮らしやすい環境に配慮した整備に努めます。	継続充実
グループホーム等の充実	広域でも連携し、グループホームの支給量の充実に努めるとともに、障がい者支援施設やグループホームから一人暮らしへの移行を希望する障がいのある人に対し、定期的な居宅訪問等による支援を行う自立生活援助事業を実施します。	継続充実
「住宅改修・改造助成制度」の充実と周知	障がいのある人の自立した生活の維持・促進、介護者の負担の軽減を図るため、「住宅改修・改造助成制度」の充実と周知を推進します。	継続充実

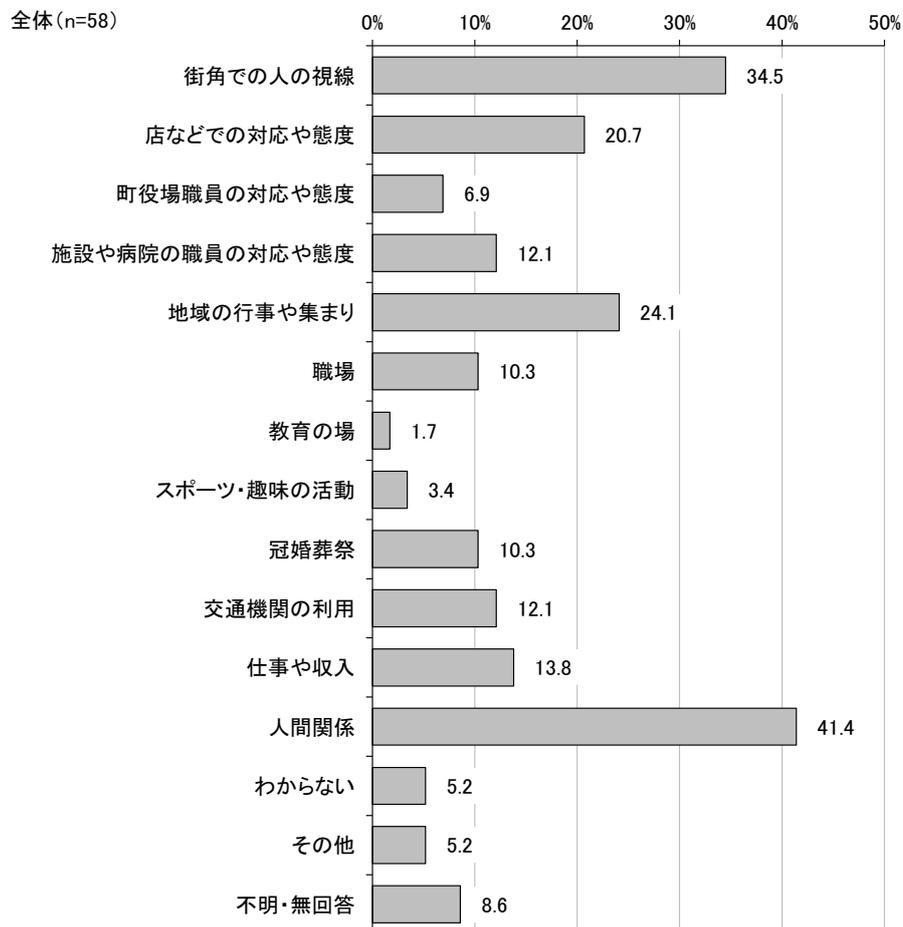
## 基本目標7 差別の解消及び権利擁護

### 【現状と課題】

<日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる時があるか（単数回答）>

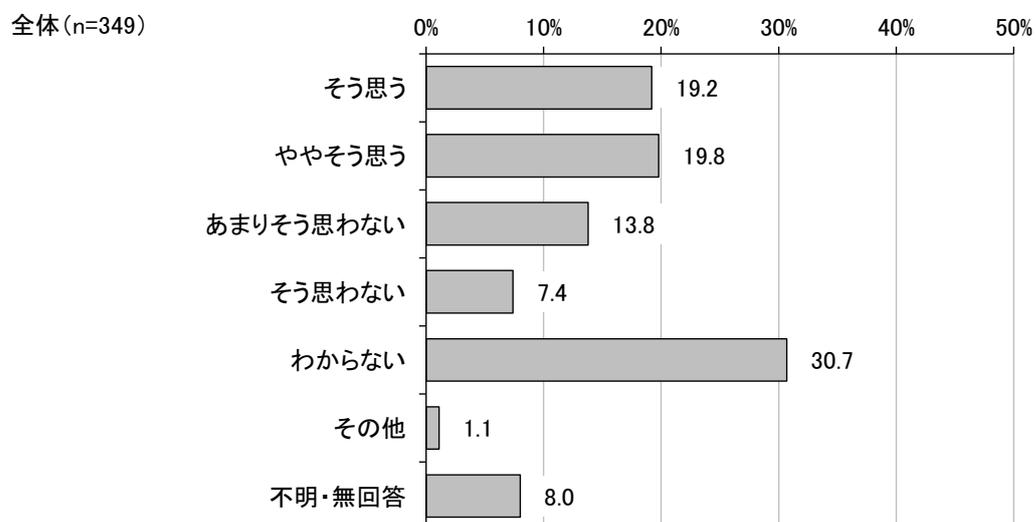


<日常生活で差別や偏見、疎外感を感じる場面（複数回答）>

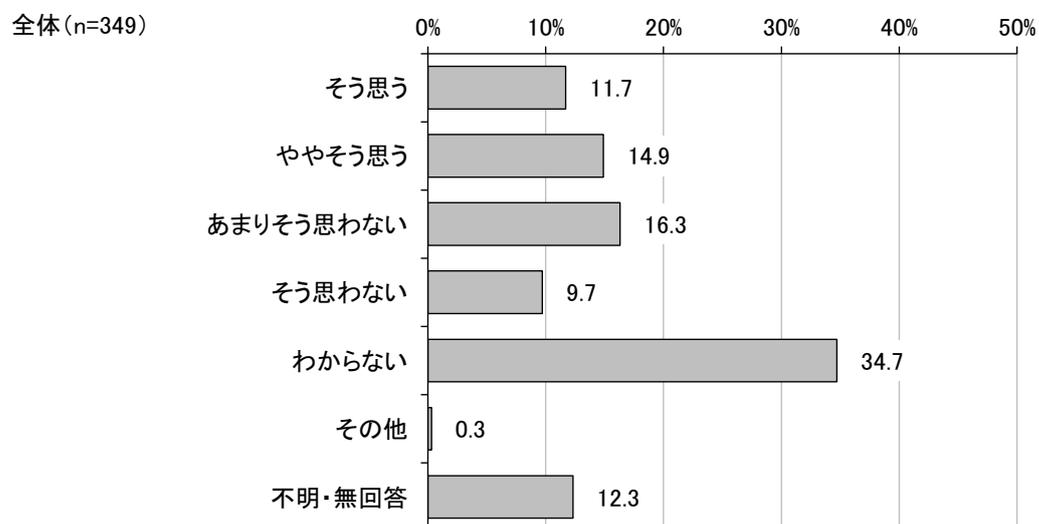


<町内の公共・民間施設で障がいのある人に配慮がされていると思うか（単数回答）>

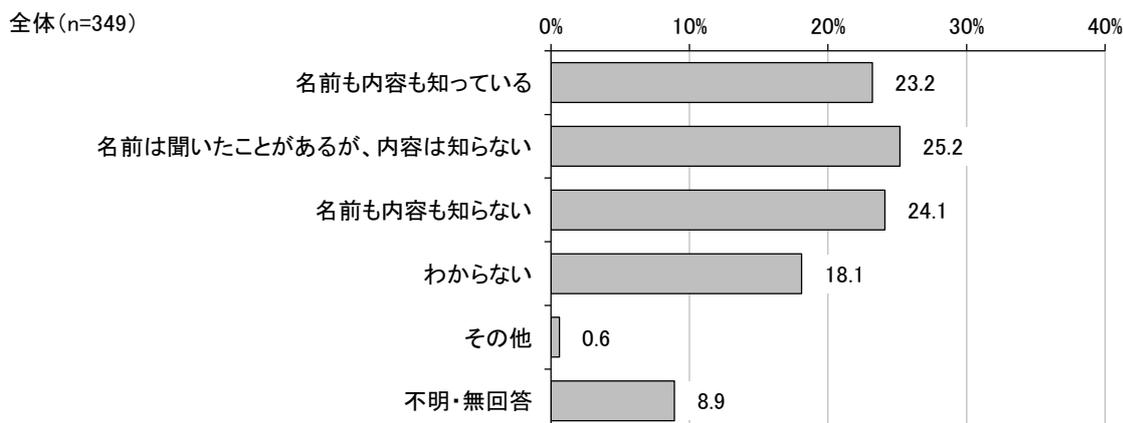
① 公共施設



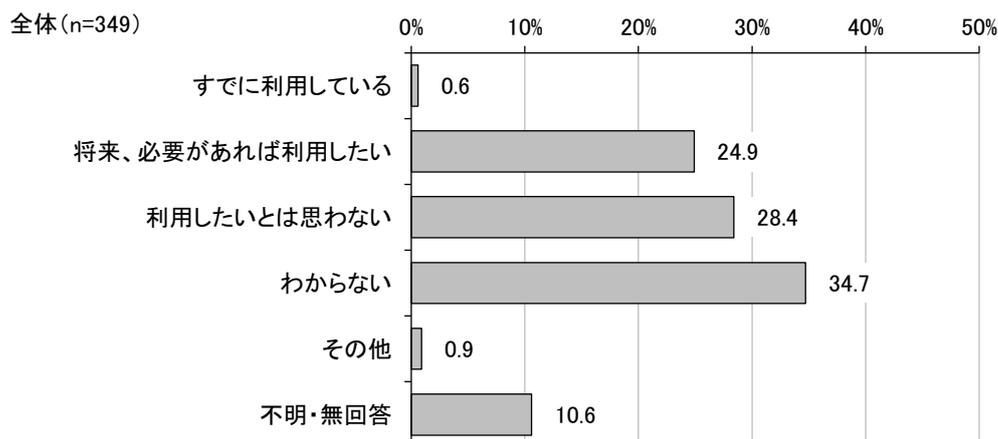
② 民間施設



<成年後見制度について知っているか（単数回答）>



<今後、成年後見制度を利用したいと思うか（単数回答）>



～アンケートから～

日常生活で差別や偏見、疎外感を感じている人は多数派ではないものの、2割近くの方は「差別や偏見、疎外感」を感じた経験があると回答しています。また、施設での障がいのある人に対する配慮については、公共施設より民間施設において、「あまりそう思わない」や「そう思わない」が高くなっています。

成年後見制度については、「名前も内容も知らない」が2割を超えており、利用意向で3割以上の方が「わからない」と回答しています。

障がいのある人に対する理解や合理的配慮の促進にっそう注力することや、権利擁護に資する制度の周知や利用促進に努める必要があると考えられます。

## 【具体的な取り組み】

### (1)障がい者を理由とする差別の解消

共生社会の推進には、一人ひとりが障がいについて正しく理解し、差別や偏見を解消することがとても重要です。障がいの理解促進におけた広報・啓発を推進するとともに、虐待防止にも取り組みます。

施策名	内容	方針
広報・啓発の推進	障がいに対する正しい理解の促進にむけて、多様な媒体を活用した広報・啓発を推進します。また、毎年12月3日から12月9日までの「障がい者週間」を中心に、障がいに関する理解を深めるための取り組みを推進します。	継続充実
虐待防止の推進	和水町障害者虐待防止センターにおいて、虐待に関する相談及び通報を受け付け、必要な対応を取るとともに、熊本県障がい者権利擁護センターとの連携を強化し、障がいのある人の虐待防止に努めます。	継続充実

### (2)権利擁護の推進

障がいのある人の権利擁護にむけて、合理的配慮の普及や、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利活用の促進に取り組みます。

施策名	内容	方針
障がいのある人の権利擁護の推進	虐待の防止・早期発見、虐待を受けた人に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援、サービス事業所への指導等、障がいのある人の権利擁護を推進します。	継続充実
合理的配慮の普及	令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者も義務化するのに際し、民間企業での雇用や店舗での接客等においても、適切な合理的配慮の提供が求められます。商工会や事業所等と連携しながら、適切な配慮の提供にむけた情報提供や啓発に取り組みます。	新規
権利擁護関連制度の周知・利用促進	判断能力に不安のある知的障がいや精神障がいのある人の財産等を守る「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）」等の権利擁護関連制度について、社会福祉協議会等の関係機関と連携して、周知と利用促進に努めます。	継続充実
成年後見制度の利用者への適切な支援	「成年後見制度利用支援事業」として、対象となる障がいのある人が成年後見制度を利用する際、適切な支援を行います。	継続充実

### (3) 役場の事務等における配慮

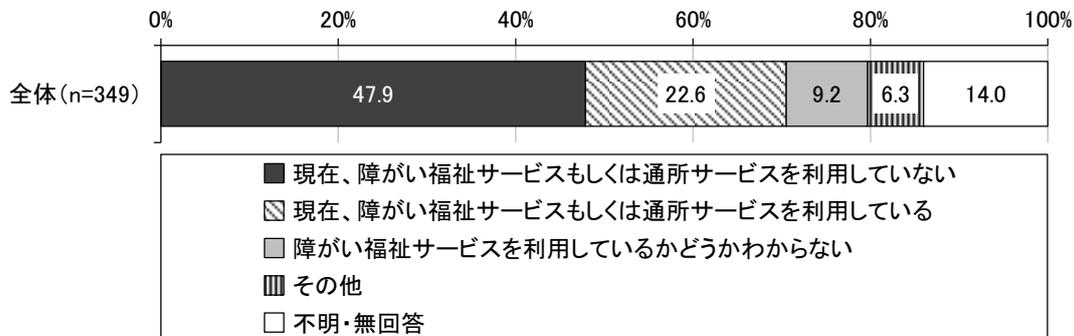
役場の窓口や事務手続き等において、障がいのある人に対し十分に配慮した対応に努めるとともに、選挙に参加しやすい環境の整備等に取り組みます。

施策名	内 容	方針
窓口における配慮の推進【再掲】	窓口において、一人ひとりの障がいの状況に応じたコミュニケーションを行う等、障がいに配慮した取り組みを進めます。また、職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。	継続充実
選挙での投票環境における配慮	投票所での段差解消や車いすの配備、介助職員の配置など、会場内の配置を誰もが移動しやすい環境となるよう工夫するなど、投票環境の向上に努めます。	継続充実

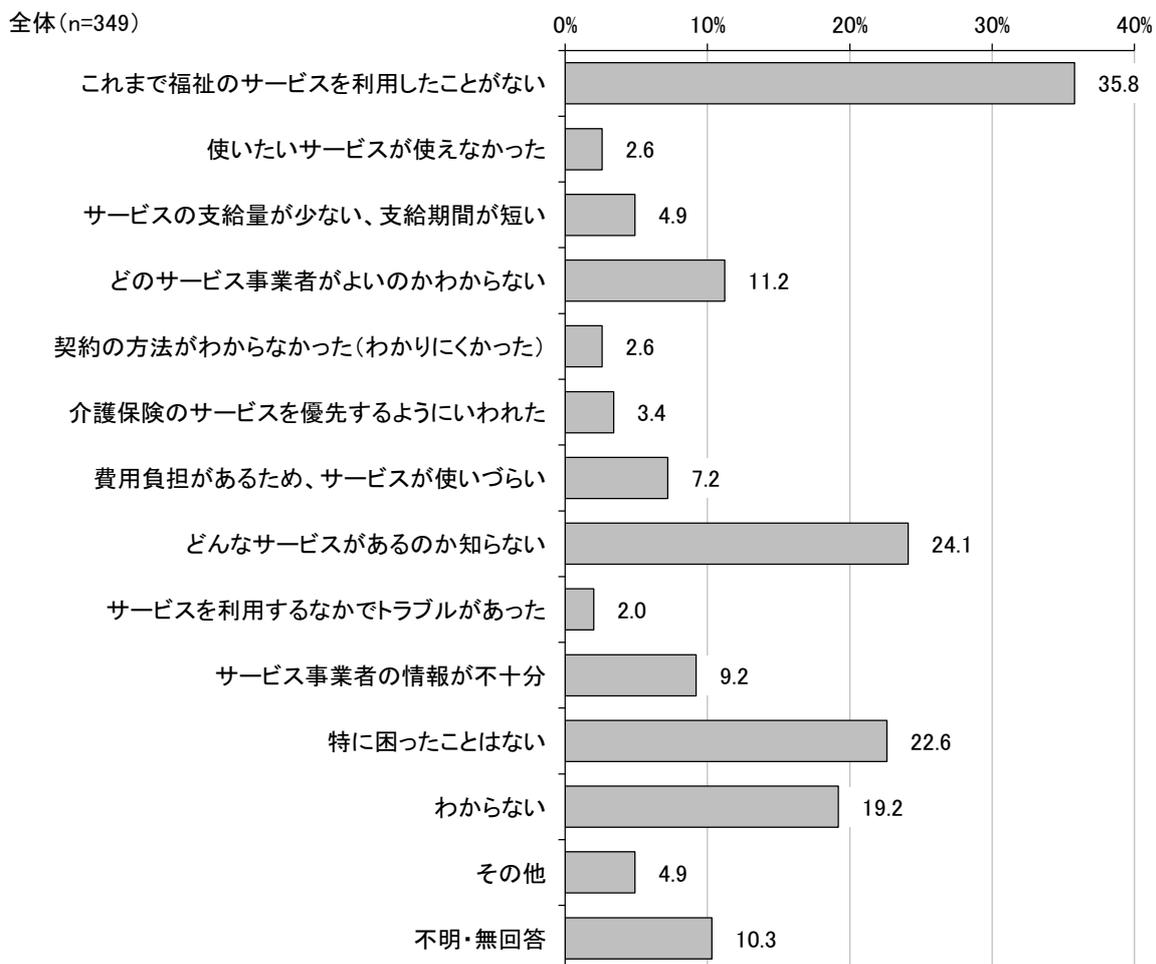
## 基本目標8 地域生活支援

### 【現状と課題】

<障害福祉サービス等を利用しているか（単数回答）>

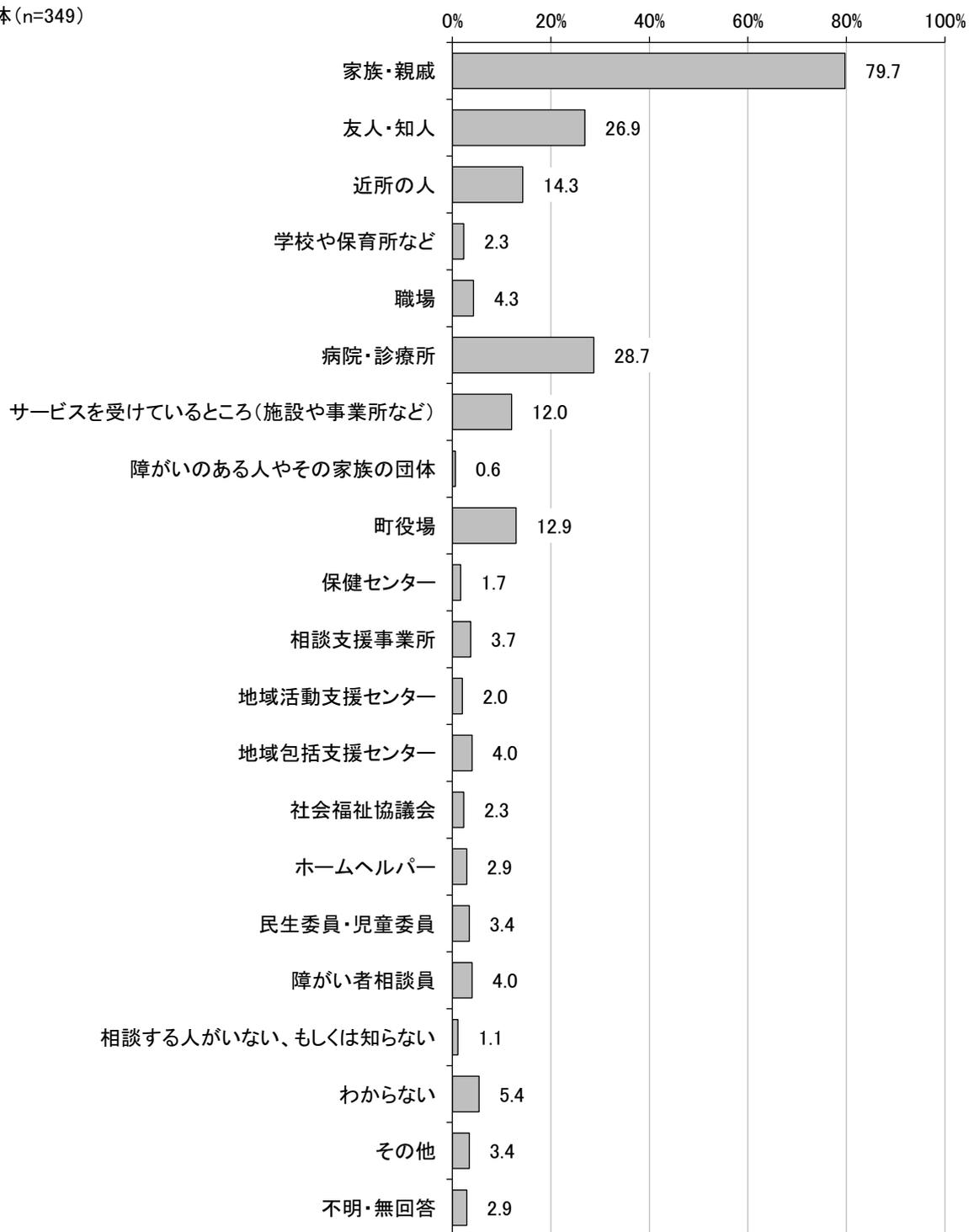


<福祉のサービスを利用するときの困りごと（複数回答）>

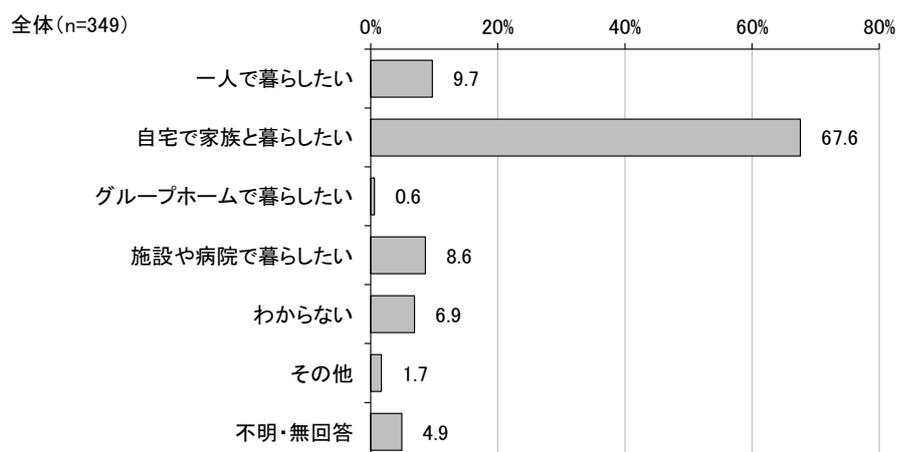


<悩みや困りごとを相談するのはだれか（複数回答）>

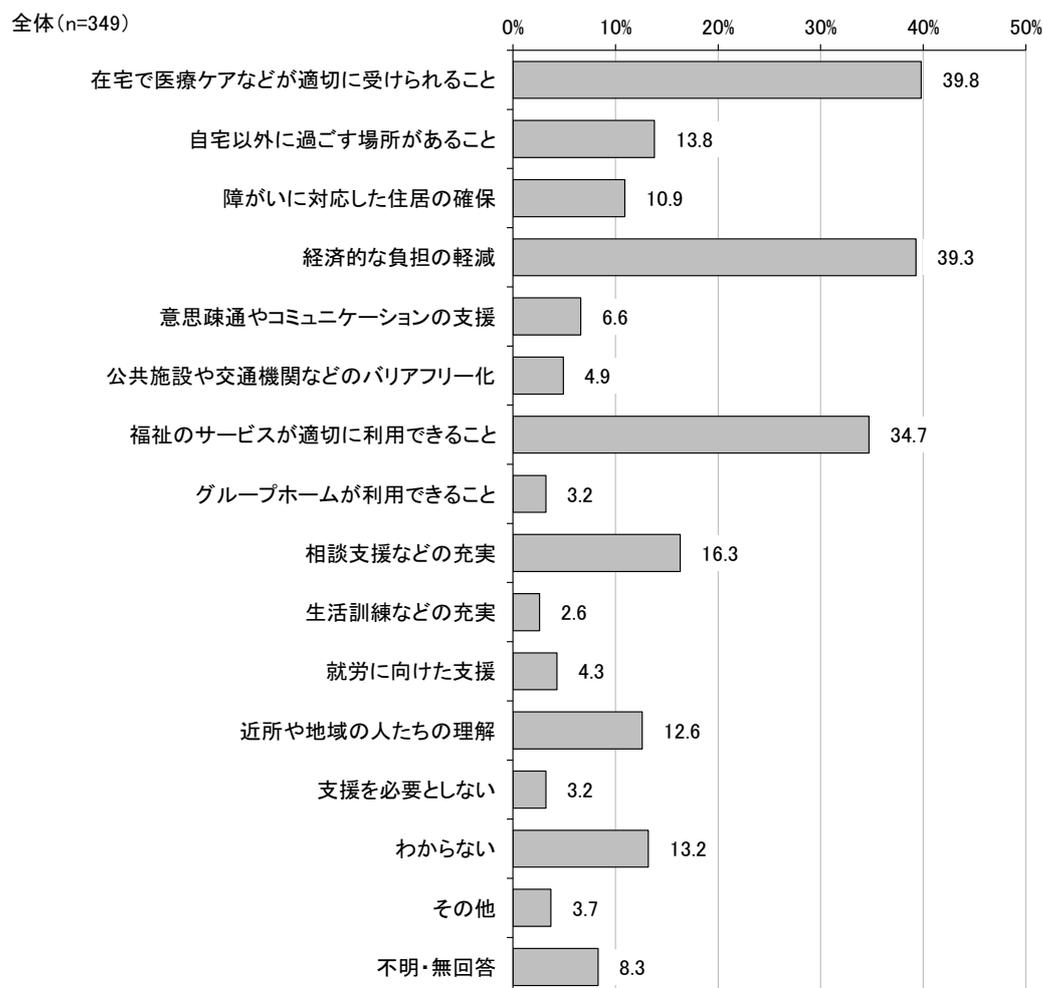
全体(n=349)



<今後、どのように暮らしたいか（単数回答）>（再掲）



<地域で生活を営むうえであればよいと思う支援（複数回答）>



### ～アンケートから～

障害福祉サービス等を利用していない人が半数近くとなっています。サービスを利用するときの困りごととして、「どんなサービスがあるのか知らない」が2割を超えていることから、サービスの周知が必要であると考えられます。

困ったときの相談先としては、「家族・親戚」が8割近くとなっています。また、今後は「自宅で家族と暮らしたい」が7割近くを占めていることから、在宅生活における支援や介助者への支援、相談支援体制の充実が重要であると考えられます。

事業所を対象に行ったアンケートでは「職員の確保が難しい」「職員の資質向上を図ることが難しい」「受託作業の量の確保が難しい」といった意見が多くみられ、サービスの量と質の両方の確保が重要であると考えられます。

## 【具体的な取り組み】

### (1) 相談体制の充実

障がいのある人の困りごとや悩みに対し、適切に対応できるよう、事業所や民生委員児童委員とも連携した相談支援体制の充実に取り組みます。また、障害福祉サービス等の必要な情報を入手できるよう、障がいに配慮した情報提供に取り組みます。

施策名	内容	方針
3障がいそれぞれに対応した相談体制	障がいのある人やその家族に対する相談体制の充実に図るため、3障がい（身体・知的・精神）それぞれに対応した相談体制を支援事業所や障がい者相談員との連携を図りながら充実します。	継続充実
発達相談支援の充実	発達障がい者（児）に対する相談支援の充実に努めるとともに、療育手帳の取得が難しい発達障がい者（児）が、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう相談支援事業所と連携し、個別に検討していきます。	継続充実
障がい者相談員の確保と資質の向上	障がい者相談員の確保に向けて関連機関やボランティア団体等との連携を強化するとともに、その資質向上を図るため、県などが開催する各種研修や講習会への参加を促し、専門性の高い相談員の育成を推進します。	継続充実
民生委員児童委員の理解促進	身近な相談先である民生委員児童委員が、障がいのある人の相談に的確に対応できるよう、必要な情報の提供や活動の支援などに努めます。	継続充実
相談支援事業の充実	相談支援事業所等と連携し、障がいのある人の相談指導や情報提供、サービス利用計画の作成などを行う相談支援事業の充実に図ります。	継続充実
関係機関との連携の強化	「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を通じ、地域におけるさまざまな関係機関との連携を強化し、資質の向上を目指し、相談支援体制等の充実に努めます。また、基幹相談支援センターの設置に向けて関係機関との調整や連携を進めます。	継続充実

## (2)福祉サービスの充実

地域で安心して生活できるよう、一人ひとりの状況やニーズに応じた適切な障害福祉サービス等の提供に取り組みます。

施策名	内容	方針
障害福祉サービスの提供体制の充実	障がいのある人が状況に応じて自立した生活ができるように支援するとともに、家族の負担が軽減できるよう、障害福祉サービスの周知に努め、サービスの提供体制の充実を相談支援事業所等とも連携して推進します。	継続充実
訪問系サービスの実施	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などのサービスを、障がいの種別や程度により適切に提供します。	継続充実
日中活動系サービスの提供	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関や障害福祉サービス事業所、当事者やボランティアの団体などと連携を図りながら、社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。	継続充実
居住系サービスの充実	障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、住まいと生活の場の確保を推進します。	継続充実
手当等の適切な支給の推進	地域で安定した安心な生活を送れるよう、生活保護制度等を適切に運用していくとともに、日常生活用具や補装具、各種手当などの給付や、医療費の助成などを行います。	継続
サービスを支える人材確保の推進	サービスを安定して供給していくために、広域でも連携し人材の確保や育成に努めます。また、事業所とも連携し、外国人人材など、多様な人材の発掘におけた情報提供や就労相談の充実を図ります。	継続充実

## (3)地域生活支援事業の充実

障がいのある人の地域生活を支援できるよう、日常生活用具の給付を行うとともに、障がいのある人の介助者や家族の休息機会の確保において、日中一時支援の提供に努めます。

施策名	内容	方針
日中一時支援の提供	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援および障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供できるよう努めます。	継続
日常生活用具の給付	障がいのある人の能力や適性に応じて、自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう、ストーマ(人工肛門)等をはじめとした日常生活用具を給付します。	継続
有明圏域内での連携の推進	障がいのある人などの地域生活を支援するために、有明圏域内での地域の課題を共有し、解決に向けて「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」等との連携を推進します。	継続充実

#### (4)地域生活への移行支援の充実

障がいのある人が希望する地域で生活することができるよう、事業所とも連携し、施設や病院からの地域移行に関する支援に取り組みます。

施策名	内 容	方針
本人の意向にあった地域生活支援の推進	障がいのある人が、本人の意向による地域での生活を送ることができるよう、相談支援事業所と連携し地域生活への移行に向けた支援の推進や、地域で生活する障がいのある人が継続して安心した生活ができるような支援を推進します。	継続充実

#### (5)介助者等への支援の充実

介助者・保護者が介助や育児の負担を抱え込み、肉体的また精神的に追い詰められることが無いよう、事業所と連携しながら、相談支援やレスパイトサービスの充実、交流機会の充実に取り組むとともに、複合的な課題を抱える家庭に対し、関係機関等と連携した、世帯全体への支援の推進に取り組みます。

施策名	内 容	方針
レスパイトサービスの充実	保護者や介助者が負担を抱え込み、追いつめられることのないよう、レスパイト（休息）目的のショートステイや日中一時支援が適切に利用できるよう、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。	継続充実
困難さを抱える介助者への支援の充実	強度行動障がいのある家族がいる家庭や、介助する家族の高齢化、それらをはじめ困難となり得る要因を複合的に抱えている家庭などに対し、関係課や関係機関と連携して支援の充実に努めます。	新規
保護者同士の情報交換ができる環境づくりの推進	障がい児が適切な療育を受けることができるよう、関係機関との連携強化に努め、障がい児の保護者や家族が情報交換をできる環境づくりを推進します。	継続充実

# 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

## 1 計画の成果目標

### (1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ① 国の指針

■福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針

項目	内容
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から <u>5%以上</u> 削減することを基本とする。

#### ② 本町の目標設定

■福祉施設の入所者の地域生活への移行における本町の目標設定

項目		数値	内容
実績	施設入所者数 (令和4年度末)	23人	令和4年度末時点の施設入所者数
	地域移行者数 (令和8年度末)	2人	令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
目標	施設入所者数の削減 (令和8年度末)	0人(※)	令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数

※施設入所者の目標が国の指針を下回るのは、入所待機者がおり、現実的に削減することが難しいため上記の目標を設定しています。

### (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### ① 本町の指針

本町の指針	「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」を通じ圏域内の医療・福祉等の関係機関で連携をとっており、長期入院患者の地域生活への移行にあたっては、同協議会で協議また体制の整備を進めます。
-------	---

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における本町の活動指標

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数(回)	6	6	6
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(人)	88	88	88
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数(回)	1	1	1

### (3)地域生活支援の充実

#### ① 国の指針

##### ■ 地域生活支援の充実における国の基本指針

項目	内容
地域生活支援拠点等(※)の充実	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
強度行動障害を有する者への支援体制の整備	令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備(圏域での整備も可)を進める。

※地域生活支援拠点とは、障がいを持つ人が、住み慣れた地域の中で生涯にわたり安心して暮らしていけるように、訪問介護や訪問看護などを組み合わせたサービスを行う、地域生活の拠点としての機能をもった拠点のことです。

#### ② 本町の目標設定

##### ■ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実における本町の目標設定

項目		令和8年度 目標	内容
目標	地域生活支援拠点等の充実	- (※)	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備(町内または圏域)する。
		年1回以上	コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
	強度行動障害を有する者への支援体制の整備	実施(※)	令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備(町内又は圏域)を進める。

※有明圏域(玉名市、荒尾市、長洲町、南関町、和水町、玉東町)として既に整備を行っています。

※本町の取り組みとして相談支援事業所等との連携により、現状やニーズの把握に努めるとともに、有明圏域(玉名市、荒尾市、長洲町、南関町、和水町、玉東町)で支援体制の検討等を進めます。

## (4)福祉施設から一般就労への移行等

### ① 国の指針

#### ■福祉施設から一般就労への移行等における国の指針

項目	内容
一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業	就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
就労継続支援A型事業	就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とする。
就労継続支援B型事業	就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業所の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労定着支援事業利用者	就労定着支援事業は、令和3年度の利用者の1.41倍以上とする。
就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

### ② 本町の目標設定

#### ■福祉施設から一般就労への移行等における本町の目標設定

項目		令和3年度末 実績	令和8年度末 目標	基本指針
目標	一般就労への移行者数	0人	3人	1.28倍以上
	うち、就労移行支援事業	0人	1人	1.31倍以上
	うち、就労継続支援A型事業	0人	1人	1.29倍以上
	うち、就労継続支援B型事業	0人	1人	1.28倍以上
	就労移行支援事業所の割合(※)	—	50.0%	5割以上
	就労定着支援事業利用者	0人	1人	1.41倍以上
	就労定着支援事業所の割合(※)	—	—(※)	2割5分以上

※就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合のこと。

※本町においては、就労定着支援事業所が圏域で1カ所のため、事業所の割合を成果目標としては設定しない。

## (5)障がい児支援の提供体制の整備等

### ① 国の指針

#### ■相談支援体制の充実・強化等における国の指針

項目	内容
児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は圏域に1カ所以上設置
保育所等訪問支援の実施	令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
重症心身障がい児への支援の充実	令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一カ所以上確保
医療的ケア児コーディネーターの配置	令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

### ② 本町の目標設定

#### ■相談支援体制の充実・強化等における本町の目標設定

項目	数値	内容
目標	児童発達支援センターの設置	- (※) 令和8年度末までに、児童発達支援センターを設置
	保育所等訪問支援の実施	- (※) 令和8年度末までに、保育所等訪問支援の実施体制を確保
	重症心身障がい児への支援の充実	- (※) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも一カ所以上確保
	医療的ケア児コーディネーターの配置	1人 令和8年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

※本町においては、既に広域で児童発達支援センターを設置しています。

※本町においては、既に保育所等訪問支援を実施しています。

※本町においては、既に広域で確保しています。

## (6)相談支援体制の充実・強化等

### ① 国の指針

#### ■相談支援体制の充実・強化等における国の指針

項目	内容
相談支援体制の確保	令和8年度末までに各市町村又は圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
協議会の活性化	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

### ② 本町の目標設定

#### ■相談支援体制の充実・強化等における本町の目標設定

項目	数値	内容
目標	実施(※)	令和8年度末までに各市町村又は圏域において、基幹相談支援センターを設置
	実施	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置
協議会の体制確保	-(※)	協議会の体制の確保
	実施	協議会等を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

※本町においては、広域で基幹相談支援センターの設置を予定しています。

※本町においては、広域で設置している自立支援協議会にて行います。

## (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### ① 国の指針

#### ■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針

項目	
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

### ② 本町の目標設定

#### ■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本町の目標設定

項目		数値	内容
目標	意思決定支援体制の充実	実施	障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発
		実施	相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修の推進

## 2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

### (1)訪問系サービス

#### ■事業の概要

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を対象に、日常生活を営むのに支障がある場合、入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者や知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人であって常時介護を要する人を対象に、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービスを提供します。
同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、外出する際の必要な援助などを行います。
行動援護	知的・精神障がいにより行動上著しく困難があり、常時介護を要する人に対して、行動の際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や外出時における移動中の介護などを行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する人のうち、四肢麻痺などのために介護の必要性が特に高いと認められた人に対して、居宅介護や生活介護、行動援護、共同生活介護などのサービスを包括的に提供します。

#### ■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人/月	10	8	6	9	10	11
	時間/月	145	103	69	120	130	140
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	人/月	1	1	2	4	4	5
	時間/月	9	4	11	30	30	35
行動援護	人/月	0	1	1	2	2	3
	時間/月	0	1	15	20	20	30
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	時間/月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から12月の実績から算出

## 今後の方向性について

---

訪問系サービスは、コロナ禍からのニーズの回復や、障がいのある人やその介助者の高齢化の影響もあり、需要が増えることが予想されます。自立支援協議会とも連携し、事業者相互の連携を支援するとともに、情報の共有や現場のニーズの集約が求められます。

また、サービス供給量の拡大を図るためには、人材の確保や育成が必要となります。訪問系サービスの提供には所定の研修の課程を修了する必要がありますが、研修により従事する者の知識や技能の向上が期待できるため、事業所と連携し、県等が開催する養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。

## (2)日中活動系サービス

### ■事業の概要

サービス名	内容
生活介護	常時介護を要する障がいのある人に対して、主として昼間に障がい者支援施設などにおいて、入浴、排せつ、食事等の介護などのほか、相談や助言など日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供など身体機能や生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練(機能訓練)	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な方に、施設や居宅において、理学療法、作業療法など必要なりハビリテーションのほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な方に、施設や居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練のほか、生活等に関する相談や助言など必要な支援を行います。
就労移行支援	就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で一般就労が可能と見込まれる人に、一定の期間、生産活動や職場体験などの機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練、求職活動に関する支援、就職後における職場定着のための相談など必要な支援を行います。
就労継続支援(A型)	一般就労が困難な 65 歳未満の障がいのある人に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約あり)
就労継続支援(B型)	一般就労していたが、心身の状態等により引き続き雇用されることが困難になったり、就労移行支援によっても一般就労に至らなかったりした障がいのある人に、生産活動の機会の提供など就労に必要な知識や能力の向上のための訓練など必要な支援を行います。(雇用契約なし)
就労定着支援	就労移行支援などを利用して一般就労へ移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう支援します。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアや常時介護が必要な障がいのある人に、主として昼間に、病院などの施設において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の世話をします。
短期入所(福祉型、医療型)	介護者の病気や家族の休養などのため、障がい者支援施設などへの短期入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。なお、福祉型とは障がい者支援施設等におけるものであり、医療型とは病院、診療所、介護老人保健施設におけるものです。

## ■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人/月	43	41	44	46	48	52
	人日/月	857	807	880	920	960	1,040
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	15	15	15
就労移行支援	人/月	0	1	1	2	2	2
	人日/月	0	8	6	20	20	20
就労継続支援(A型)	人/月	18	20	19	22	25	28
	人日/月	341	361	326	440	500	560
就労継続支援(B型)	人/月	23	22	28	31	34	37
	人日/月	424	412	560	620	680	740
就労定着支援	人/月	0	0	0	2	2	2
就労選択支援	人/月	-	-	-	0	3	3
	人日/月	-	-	-	-	15	15
療養介護	人/月	1	1	1	2	2	3
短期入所(福祉型)	人/月	2	2	3	5	5	6
	人日/月	25	24	24	40	40	48
短期入所(医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から12月の実績から算出

### 今後の方向性について

自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、事業所とも連携しサービスの周知、及び利用促進を図ります。

就労系サービスについては、コロナ禍でも利用が落ちこまず、今後も緩やかに利用が増えることが予想されます。

一般就労の促進においても、自立支援協議会やハローワークなど関係機関と連携し、企業等に対して、障がい者雇用の理解促進、職場定着支援等の働きかけを行います。また、令和7年度に新たに開始される就労選択支援について、事業所と連携し、供給体制、及び利用者の確保に努めます。

また、事業所への優先発注や業務委託を通じて、事業所の受注の機会を拡大し、賃金等向上を支援し、安定した事業運営を図ります。

### (3)居住系サービス・施設系サービス

#### ■事業の概要

サービス名	内容
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等からひとり暮らしへの移行を希望する知的障がいや精神障がいのある人について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間に、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に、主として夜間に、入浴、排せつ、食事等の介護のほか、生活等に関する相談や助言など必要な日常生活上の支援を行います。

#### ■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	25	26	25	28	30	32
施設入所支援	人/月	25	23	23	23	23	23

※実績見込みは令和5年4月から12月の実績から算出

#### 今後の方向性について

自立生活援助や共同生活援助は、入所施設退所後の地域生活の支援として、また、親亡き後の生活の場として、重要な事業です。熊本県障がい者福祉施設整備費補助金の情報提供を行い、参入を促進します。

## (4) 計画相談支援・地域相談支援

### ■事業の概要

サービス名	内容
計画相談支援	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	福祉施設の入所者および入院中の精神障がいのある人に対して、定期的な面接や退所・退院に向けた支援を行います。
地域定着支援	ひとり暮らしの障がいのある人に対し、地域生活移行後の相談支援や緊急時の対応を行います。

### ■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	18	18	16	20	22	24
地域移行支援	人/月	1	0	0	1	1	2
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から12月の実績から算出

### 今後の方向性について

計画相談支援は障害福祉サービスの利用につながる、入り口となる支援です。

各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるよう、情報提供や助言を行うとともに、相談支援事業所との連携を強化し、相談支援体制の一層の充実に努めます。また、困難事例に関する情報収集や対応などを通じて地域課題の集約を図ります。

また、地域移行支援については、施設入所の削減また地域移行の推進という目標におけて、事業所等と連携し、利用者の確保や伴走型の支援の展開に努めます。

### 3 地域生活支援事業の見込みと確保方策

#### (1) 必須事業

##### ■事業の概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会障壁」をなくすため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。また、障害者差別解消法などの法律や、制度に関する周知をするとともに、「ヘルプカード・ヘルプマーク」の普及などを通して、障がいに対する理解に向けた取り組みを推進します。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人の団体等に対しては、活動にあたっての補助金を支給するなどし、障がいのある人やその家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを引き続き支援します。
相談支援事業	障がいのある人等の相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援などを行うとともに、虐待の防止や早期発見のための関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した生活を送れるようにすることを目的に実施します。
基幹相談支援センター	身近な地域の相談支援事業者では対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割を担います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門職員の配置や、相談支援事業者への専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施します。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人や精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申し立てに要する費用や後見人等の報酬の助成などの利用促進策等により、障がいのある人の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図るものです。また、手話通訳者を設置し、市役所の手続きなどにおける聴覚障がいのある人の相談支援事業などのコミュニケーションを円滑に行うものです。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、在宅で生活する障がいのある人等に必要な用具を給付するものです。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がいのある人の自立した日常生活または社会生活を営むための支援者を養成するものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等の外出のための移動支援を行うことにより、地域における自立生活や社会参加を促すことを目的に実施します。

<p>地域活動支援センター 機能強化事業 (Ⅰ型・Ⅱ型・Ⅲ型)</p>	<p>地域活動支援センターにおいて、創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、障がいのある人等の地域生活支援の促進を図ることを目的として実施します。創作的活動や生産活動機会の提供を基礎的事業として実施し、Ⅰ型、Ⅲ型の事業形態を実施するとともに、地域において、雇用・就労が困難な障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを実施するⅡ型の事業形態を実施します。</p>
---	--

■見込み量

サービス名	単位	実績		実績見込み	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	-	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
基幹相談支援センター(※)	実施の有無	-	-	-	-	実施	実施
基幹相談支援センター等機能強化事業(※)	実施の有無	-	-	-	-	-	実施
成年後見制度利用支援事業	人/年	0	0	0	0	1	1
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件/年	2	5	3	5	5	5
要約筆記者派遣事業	件/年	0	0	0	0	1	1
手話通訳者設置事業	人/年	0	0	0	0	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	0	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	1	0	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0	0	1	1
情報・意思疎通支援用具	件/年	2	1	5	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	286	274	369	387	405	424
住宅改修費補助	件/年	0	1	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業※養成講習修了人数	人/年	0	0	0	0	1	1
移動支援事業	時間/年	229	126	20	40	60	80
	人/年	2	1	1	2	3	4
地域活動支援センター機能強化事業(Ⅰ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	12	11	11	12	12	12
地域活動支援センター機能強化事業(Ⅱ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	0	0	0	5	5	5
地域活動支援センター機能強化事業(Ⅲ型)	箇所	1	1	1	1	1	1
	人/年	2	0	0	5	5	5

※実績見込みは令和5年4月から12月の実績から算出

※本町においては、広域で基幹相談支援センターの設置を予定しています。

※基幹相談支援センター等機能強化事業は、基幹相談支援センターの設置後に広域で取り組みます。

## 今後の方向性について

必要としている人に支援が届くよう、各事業の充実を図るとともに、広く住民への制度の周知を進めていきます。特に、移動支援事業については、コロナ禍の外出控えの影響もあり、近年は利用が減少傾向にありましたが、潜在的なニーズも高く、需要の回復が見込まれることから、余暇活動や社会参加、外出機会の提供のためにも、供給体制の充実に努めます。

また、日常生活用具給付等事業については、必要な用具が滞りなく支給できるよう、事業者と連携し適切な支給に努めます。

## (2)任意事業

### ■事業の概要

サービス種別	事業の概要
日中一時支援	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、事業を実施していきます。
福祉ホーム運営事業	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、事業を実施していきます。
巡回支援専門員整備	発達障がい等に関する知識を持つ専門員を保育所等に派遣し、その施設で働く職員に対し、障がいの早期発見や受け入れのための環境調整方法等について、助言等の支援を行います。

### ■見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援	事業所数	3	6	9	9	9	9
	登録者数	17	19	19	20	20	20
福祉ホーム運営事業	事業所数	1	1	1	1	1	1
	利用者数	1	1	2	1	1	1
巡回支援専門員整備	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施

※実績見込みは令和5年4月から12月の実績から算出

## 今後の方向性について

事業所と連携し、引き続き実施・供給体制の確保に努めます。

## 4 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策

### (1) 障害児通所支援・障害児相談支援

#### ■事業の概要

サービス名	内容
児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	身体障がい、知的障がい、精神障がいのある児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練などの児童発達支援に加え、治療を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障がい児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施します。
放課後等デイサービス	通学中の障がいのある児童・生徒に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に実施し、障がいのある児童・生徒の放課後等の居場所を提供します。
保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がいのある児童又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合、その本人及び当該施設のスタッフに対し、集団生活に適応するための訓練や支援方法の指導等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児通所支援を利用するすべての障がいのある児童を対象に、支給決定又は支給決定の変更前に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

## ■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	8	11	14	16	17	18
	人日/月	61	57	70	80	85	90
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人/月	25	27	31	35	40	45
	人日/月	223	209	217	280	320	360
保育所等訪問支援	人/月	1	1	3	5	6	7
	人日/月	1	1	3	5	6	7
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	8	10	8	12	13	14

※実績見込みは令和5年4月から12月の実績から算出

### 今後の方向性について

障がいのある子ども一人ひとりに応じた療育や支援の推進に向けて、児童発達支援と放課後等デイサービスの供給体制の確保・充実に努めます。また、必要に応じて広域でも連携しながら、できる限り身近な地域でサービスを提供できるよう、事業所とも連携し供給量の確保に努めます。

また、療育等の支援が必要な子どもが適切に利用できるよう、保育所や学校等と連携しながら、発達の遅れや障がいの早期発見に努めます。

# 第6章 計画の推進体制

## 1 計画の推進

計画の推進にあたっては、行政、地域、家庭、保育所・認定こども園、学校、障がい者当事者団体、障害福祉サービス提供事業所、企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進めることが必要です。

### (1) 行政の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がいのある人のニーズ把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的に進めます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

### (2) 地域・家庭・保育所・学校等の役割

地域や家庭、保育所・認定こども園、学校で、障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、地域とともに支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。そのため、障がいのある人が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

### (3) 障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がいのある人の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していくことが必要です。

障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある人の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。

企業は、障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に配慮した職場環境づくりに取り組むことが必要です。

### (4) 自立支援協議会の役割

自立支援協議会は、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して自立した生活や日常生活ができるよう、地域の支援機関（行政・障害福祉事業所・医療・教育・就労等）が集まり、地域の課題を情報共有し、支援体制の検討や整備を行う会議体です。

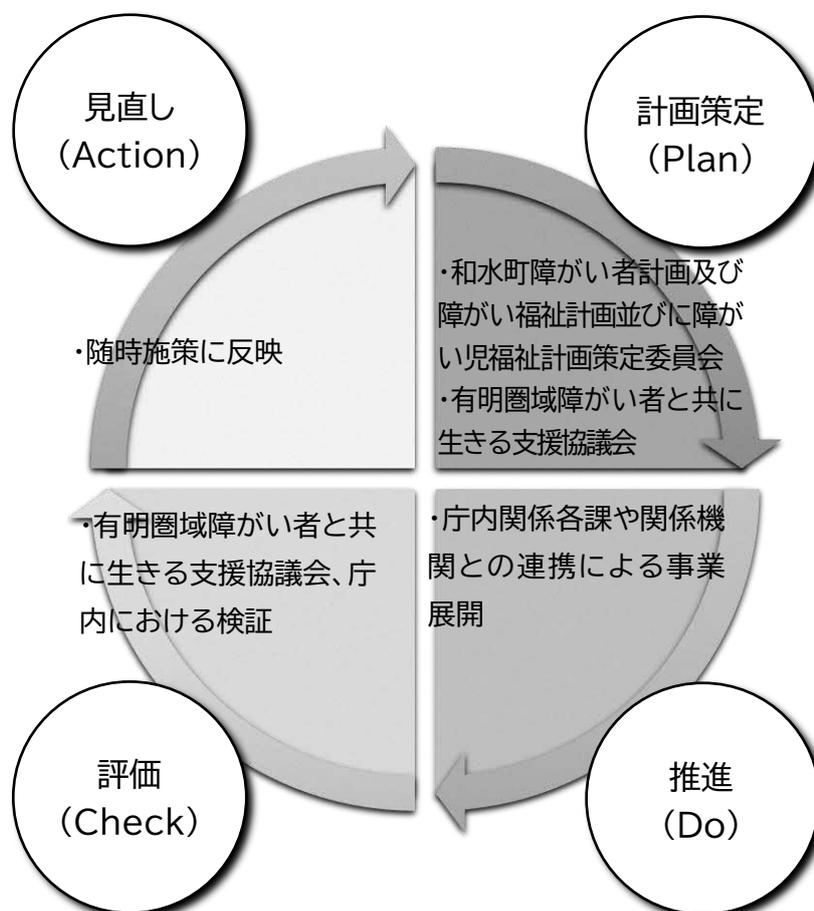
有明圏域では、荒尾市・玉名市・玉東町・長洲町・南関町・和水町の連合により、有明圏域自立支援協議会が設置されています。

本計画の推進にあたっては、庁内関係各課や住民、関係団体による意見等も踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、有明圏域自立支援協議会において推進体制の整備と計画の周知と進行管理、評価などを行っていきます。

## 2 計画の点検・評価体制

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を策定し(Plan)、推進(Do)、その推進状況を定期的に把握し点検・評価(Check)した上で、その後の取り組みを見直す(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には障がいのある人等を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、当事者団体や関係機関、サービス提供事業者等を構成員とする「有明圏域障がい者と共に生きる支援協議会」及び、その専門部会を通じて、計画の進捗管理や点検・評価及び見直しを実施することで、この計画を推進していきます。



# 資料編

## 1 計画の策定経緯

開催日	会議／調査	内容
令和5年7月21日(金) ～8月7日(月)		<p>【当事者アンケート調査の実施】</p> <p>調査地域:和水町全域</p> <p>調査対象者:身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者・ 精神障害者保健福祉手帳所持者</p> <p>調査期間:令和5年7月21日(金)～8月7日(月)</p> <p>調査方法:郵送による配布・回収</p> <p>回収率:56.1%</p>
令和5年8月17日(木) ～9月6日(水)		<p>【事業所アンケートの実施】</p> <p>調査対象:町内で障害(児)福祉サービスを提供する事業所</p> <p>調査期間:令和5年8月</p> <p>調査方法:郵送及びWEBによる配布・回収</p>
令和5年8月29日(火)		<p>【事業所へのインタビューの実施】</p> <p>調査対象:町内で障害(児)福祉サービスを提供する事業所</p> <p>実施日時:令和5年8月29日(火)</p> <p>調査方法:対面によるインタビュー形式</p>
令和5年10月26日(木)	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい者計画、障がい(児)福祉計画策定の趣旨と方法の説明</li> <li>・アンケート調査結果の報告</li> <li>・事業所への調査結果の報告</li> <li>・計画骨子案の検討</li> </ul>
令和5年12月20日(水)	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画素案の検討</li> </ul>
令和6年2月14日(水)	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画案の検討</li> <li>・計画案の承認</li> </ul>

## 2 策定委員会設置要綱

○和水町障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会設置要綱

平成29年4月1日

告示第15号

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に規定する市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画(以下「障がい者計画等」という。)を策定又は変更するため、和水町障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の求めに応じ、障がい者計画等の策定又は変更について必要な事項を調査及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がい者の代表
- (2) 福祉関係者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 和水町議会議員代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画の策定が終了した日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(和水町障害者総合福祉計画策定委員会設置要綱の廃止)

2 和水町障害者総合福祉計画策定委員会設置要綱(平成18年和水町告示第51号)は、廃止する。

附 則(令和2年告示第51号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則(令和4年告示第32号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 3 策定委員名簿

和水町障がい者計画及び障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画策定委員会名簿

番号	団体名等	氏名	備考
1	和水町精神障害者家族会 会長	神原 ツヤ子	
2	社会福祉法人 誠和会 理事長	園田 誠	
3	社会福祉法人 青いりんごの会 銀河ステーション 施設長	森 光靖	
4	社会福祉法人 博心会 さくら福祉相談センター 相談員	大嶋 剛	
5	なごみサポート サービス管理責任者	飯田 博文	
6	なごみトライズ サービス管理責任者	原田 雄樹	
7	有明地域療育センター 療育相談員	福嶋 幸子	
8	和水町議会代表	竹下 周三	委員長
9	和水町社会福祉協議会 事務局長	樋口 幸広	
10	和水町教育委員会 教育長	米田 加奈美	
11	和水町福祉課 課長	前田 洋子	
12	和水町福祉課 課長補佐	新木 隆	
	和水町福祉課 福祉係長	一 はるみ	事務局
	和水町福祉課 福祉係参事	田中 佑季	事務局

## 4 用語解説

### あ行

#### ●一般就労:

民間企業などで、労働基準法や最低賃金法に基づく雇用関係により働くこと。

#### ●医療的ケア:

日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医療行為を指す。通常、医師免許や看護師等の免許を持たない者は、医療行為を反復継続する意思をもって行うことはできないが、平成24年度の制度改正により、看護師等の免許を有しない者も、医療行為のうち、たんの吸引等の5つの特定行為に限り、研修を修了し、都道府県知事に認定された場合には、「認定特定行為業務従事者」として、一定の条件の下で制度上実施できることとなった。

#### ●医療的ケア児:

医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

#### ●インクルーシブ:

「包摂的な、包摂性のある」という意味であり、「排他的」の対義語となる。包摂とは、あるものを包括的に受け入れることを指し、「包摂的な社会」とは、異なる意見や立場、文化や価値観などを受け入れ、調和が図られている社会を指す。

#### ●インクルーシブ教育:

障がいのある子どもとない子どもが、同じ場でともに学ぶこと。障がいのある子どもが一般的な教育制度から排除されず、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされる。

### か行

#### ●加配:

保育園や幼稚園等の場において、発達の遅れや障がいのある子どもに対し、個別に支援ができるよう、通常の職員数に加えて先生を配置すること。

#### ●基幹相談支援センター:

地域において、障がいに関する相談支援の中核的な役割を担う機関であり、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者に対する相談等の業務を総合的に行う機関のこと。

#### ●共生社会:

これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障がいのある人などが、積極的に参加、貢献していくことができる社会で、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

### ●強度行動障がい:

環境への著しい不適応状態で、激しい不安・興奮・混乱などを示し、結果的には多動・疾走・奇声・自傷・固執・強迫・攻撃(噛み付きなど)・不眠・拒食・多食・多飲などの行動が、日常生活の中で高い頻度と強い程度で出現し、現在ある通常の生活環境では適切な対応が著しく困難な場合を指す。

### ●権利擁護:

生命や財産を守り、権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩めるようにするという本人の自己実現に向けた取り組みのこと。

### ●高次脳機能障がい:

交通事故や頭部のけが、脳卒中などで脳が部分的に損傷を受けたため、言語や記憶などの機能に障がい起きた状態をいう。注意力や集中力の低下、比較的古い記憶は保たれているのに新しいことは覚えられない、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的症状が現れ、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになる。また、外見上では分かりにくいいため、周囲の理解が得られにくいと言われている。

### ●工賃:

就労継続支援 B 型事業などで生産活動(仕事)を行った利用者に対して支払う対価のこと。

### ●合理的配慮:

障害者権利条約で定義された新たな概念。障がいのある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障がいのない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障がいのある人の個別・具体的なニーズに配慮するためのもの。また、変更及び調整を行う者に対して「均衡を失した、または過度の負担」を課すものではないが、障がいのある人が必要とする合理的配慮を提供しないことは差別とされる。

### ●個別避難計画:

災害発生時に高齢者や障がい者等の避難行動要支援者が適切に避難できるよう、「避難先」、「避難経路」、「避難の支援をしてくれる方(親戚・知人等)」を事前に定めた計画のこと。

## さ行

### ●児童福祉法:

児童の福祉を担当する公的機関の組織や各種施設及び事業に関する基本原則を定める法律で、その時々ので社会のニーズに合わせて改正を繰り返しながらも、現在まで児童福祉の基盤として位置づけられている法律。

### ●社会的障壁:

障がいのある人を暮らしにくく、生きにくくする社会にあるもの全部で、次のようなもの。事柄(早口で分かりにくく、あいまいな案内や説明など)、物(段差、難しい言葉、手話通訳のない講演、字幕のないテレビ番組、音のならない信号など)、制度(納得していないのに入院させられる、医療費が高くて必要な医療が受けられない、近所の友だちと一緒に学校に行くことが認められないことがあることなど)、習慣(障がいのある人が結婚式や葬式に呼ばれないこと、障がいのある人が子ども扱いされることなど)、考え方(障がいのある人は施設や病院で暮らしたほうが幸せだ、障がいのある人は施設や病院に閉じ込めるべきだ、障がいのある人は結婚や子育てができないなど)。

## ●社会モデル:

障がいのある人が味わう社会的不利は社会の問題だとする考え方。社会モデルでの障がいのある人とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考える。医学モデルが身体能力に着目するのに対し、社会モデルでは、社会の障壁に着目し、例えば、電車に乗れないという「障害」を生んでいるのは、エレベーターが設置されていないなどの社会の環境に問題があるという考え方。

## ●手話通訳者:

手話を用いて聴覚障がいのある人と聴覚障がいのない人とのコミュニケーションの仲介・伝達などを行う人。

## ●手話奉仕員:

聴覚障がいや音声または言語機能障がいのある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕し、また市町村などの公的機関からの依頼による広報活動や文化活動に協力する者。手話の学習経験のない者で、講習会などの方法によって入門課程、基礎課程を履修し、講習を修了すると本人の承諾によって登録され、これを証明する証票が交付される。

## ●障害者基本法:

障がいのある人の自立と社会参加支援などのための施策の基本となる事項などが定められており、障がいのある人の福祉の増進を目的とした法律。障がいのある人の個人の尊厳が重んじられること、あらゆる分野の活動への参加機会が与えられること、障がいのある人に対して障がいを理由として差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを基本的理念とし、都道府県や市町村に障がいのある人のための基本的な施策を推進するための計画(障がい者計画)の策定を義務づけている。

## ●障害者虐待防止法:

障がいのある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障がいのある人を現に養護する人(擁護者)に対して支援措置を講じることを定めた法律。正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」。

## ●障害者権利条約:

平成18年(2006年)12月13日、第61回国連総会本会議で採択された人権条約。正式名称は「障害者の権利に関する条約」。すべての障がいのある人に対して、固有の尊厳、個人の自律(自らの選択の自由を含む)及び個人の自立の尊重、非差別、完全かつ効果的な社会参加と社会の受容、人間の多様性及び人間性の一部としての障がいのある人の差異の尊重及び障がいのある人の受容、機会の均等、施設及びサービスの利用の可能化、男女の平等、障がいのある子どもの発達しつつある能力の尊重及び障がいのある子どもの同一性保持の権利の尊重を一般原則とし、障がいを理由とするいかなる差別もなしに、すべての障がいのある人のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実施することを確保・促進することを一般的義務とする。

## ●障害者雇用促進法:

身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人を一定割合以上雇用することを義務づけた法律。正式名称は「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がいのある人の雇用機会を広げ、障がいのある人が自立できる社会を築くことを目的とする。職業リハビリテーションや在宅就業の支援など障がいのある人の雇用の促進について定めている。

### ●障害者差別解消法:

国連の障害者権利条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的としている法律。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

### ●障がい者就業・生活支援センター:

就業や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、福祉・教育・雇用等の関係機関との連絡調整を積極的に行いながら、就業・日常生活・社会生活上の支援を一体的に提供する施設。都道府県知事の指定を受け、事業を実施。

### ●障害者自立支援法:

障がいのある人及び障がいのある子どもが、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、平成18年4月に施行された法律で、それまで身体障がい、知的障がい、精神障がいのある人それぞれに提供されていた福祉サービスを一元化し、また、保護から自立に向けた支援をすることなどが規定された。後に障害者総合支援法に改正された。

### ●障害者総合支援法:

障がいのある人及び障がいのある子どもが自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障がいのある人及び障がいのある子どもの福祉の増進を図るとともに、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする法律。正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。旧法律名は障害者自立支援法。

### ●障害福祉サービス:

障がいのある人の個々の障がいの程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住などの状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる障害者総合支援法で規定するサービス。介護の支援を受ける場合は「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられる。

### ●情報アクセシビリティ:

年齢や障がいの有無等に関係なく、誰もが必要とする情報に簡単にたどりつき、利用できること。

### ●ジョブコーチ:

障がいのある人の就労に当たり、できることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人が円滑に就労できるように、職場内外の支援環境を整える専門職。

### ●自立支援医療:

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障害者総合支援法で規定される。

### ●自立支援医療(育成医療):

児童福祉法に規定する障がい児で、その身体障がい除去、軽減する手術等(口蓋裂形成術、脊椎側彎症形成術等)の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

### ●自立支援医療(更生医療):

身体障害者福祉法に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療(人工関節置換術、人工透析等)によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う制度。

### ●自立支援医療(精神通院医療):

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患(てんかんを含む。)を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費の支給を行う制度。

### ●自立支援協議会:

障がいのある人、ない人がともに暮らせる地域をつくるため、障がい福祉にかかる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議体のこと。会議の機能としては、①相談支援事業の運営評価、②困難事例への対応のあり方についての指導・助言、③地域の関係機関によるネットワークの構築などが挙げられる。

### ●身体障害者手帳:

身体障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部(呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能)などに分けられる。

### ●精神障害者保健福祉手帳:

精神障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的とし交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

### ●成年後見制度:

知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分なために、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援する仕組み・制度のこと。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人などの選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

## た行

### ●地域活動支援センター:

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が通い、地域の実情に応じて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの機会を提供するなど、障がいのある人の日中の活動をサポートする場。

### ●地域共生社会：

高齢化や人口減少が進み、地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの機能の低下や、暮らしにおける人と人とのつながりの希薄化など、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会のこと。

### ●地域包括ケアシステム：

主に介護・高齢者福祉分野で進められている取り組みであるが、高齢者だけでなく、子育て世帯、障がいのある人を含むその地域に暮らすすべての人が、住み慣れた地域で自分らしい生活を持続できるよう、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「予防・保健」、「生活支援・福祉サービス」、「住まいと住まい方」といった5つの分野からの支援を一体的に提供する仕組みのこと。

### ●通級指導教室：

大部分の授業を小・中・高等学校の通常の学級で受けながら、一部、障がいに応じた特別な指導を特別な場(通級指導教室)で受ける指導形態で、障がいによる学習上または生活上の困難を改善し、または克服するため、特別支援学校学習指導要領の「自立活動」に相当する指導を行うもの。

### ●特別支援学級：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている小学校、中学校の学級。

### ●特別支援学校：

障がいがあることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについて、一人ひとりの障がいの種類や程度などに応じ、特別な配慮の下に、適切な教育が行われている学校。

### ●特別支援教育：

障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うこと。

### ●トライアル雇用：

ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障害のある人を一定期間雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者および求人者の相互理解を促進することなどを通じて、障害のある人の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的とする制度。

## な行

### ●難病:

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、いわゆる「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉。そのため、難病であるか否かは、その時代の医療水準や社会事情によって変化することになる。昭和47年の難病対策要綱において、難病は、(1)原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、(2)経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義されている。また、「難病の患者に対する医療等に関する法律」では、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものとされている。

### ●難病の患者に対する医療等に関する法律:

難病の患者に対する医療その他難病に関する施策に関し、必要な事項を定めることにより、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図ることを目的とする法律。

### ●日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業):

認知症の高齢者、知的障がいのある人、精神障がいのある人などで、判断能力が不十分なため、日常生活に困っている人が安心して自立した地域生活が送れるよう、相談、福祉サービスの利用援助及び日常的な金銭管理などを行う事業で、社会福祉協議会が実施している。契約締結後、生活支援員が生活支援計画に基づき、定期的な支援を行う。

### ●日常生活用具:

障がいのある人などが安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。障がいのある人などの日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ、社会参加を促進すると認められる用具。

## は行

### ●発達障がい:

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)その他これに類する脳機能障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

### ●発達障害者支援法:

長年にわたって福祉の谷間で取り残されていた発達障がいのある人の定義と社会福祉の制度における位置づけを確立し、発達障がいのある人の福祉的援助に道を開くため、発達障がいの早期発見、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務、発達障がいのある人の自立及び社会参加に資する支援を初めて明文化した法律。

### ●パブリックコメント:

(国民・住民・市民など)公衆の意見。特に「パブリックコメント手続」における意見公募に対し寄せられた意見を指す。意見公募の手続そのものを指す言葉としても用いられる。パブコメと略されることもある。パブリックコメント手続(制度)とは、行政が政策、制度などを決定する際に、公衆(国民、都道府県民、市町村民など)の意見を聞いて、それを考慮しながら最終決定を行う仕組みのこと。

## ●バリアフリー:

障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味。段差などの物理的障壁の除去をいうことが多いが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

## ●ハローワーク:

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法により政府が組織・設置する機関で、職業紹介・職業指導・雇用保険業務などを行う。

## ●避難行動要支援者:

高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する人(要配慮者)のうち、災害発生時の避難などに特に支援を要する人。

## ●福祉的就労:

企業などに就職することが困難な障がいのある人が、障がいのある人を支援する施設や事業所などにおいて生産活動を行うこと。

## ●ヘルプマーク・ヘルプカード:

義足や人工関節を使用している人、内部障がいや難病の人、または妊娠初期の人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせるためのマーク、またはカードのこと。

## ●法定雇用率(障がい者雇用率):

障害者雇用促進法に定められているもので、官公庁や事業所が雇用すべく義務づけられた障がいのある人の雇用割合。一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合(障がい者雇用率)を設定、事業主などに障がい者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

## ●補装具:

身体障がいのある人などが装着することにより、失われた身体の一部、あるいは機能を補完するものの総称。代表的なものとして、義肢(義手・義足)・装具・車椅子があり、そのほか、肢装具・杖・義眼・補聴器も補装具にあたる。

## や行

## ●ユニバーサルデザイン:

年齢や障がいの有無等にかかわらず、誰もが利用しやすいようにデザインされたもののこと。

## ●要約筆記者:

手話の取得の困難な中途失聴者や難聴者などの依頼を受けて、文字によるコミュニケーション手段としての要約筆記を行う人。

### ●リハビリテーション:

心身に障がいのある人の人間的復権を理念として、その人のもつ能力を最大限に発揮して自立を促すために行われる専門的技術。医学的、心理的、職業的、社会的な分野のリハビリテーションがある。

### ●療育:

障がいのある乳幼児や児童に対して、障がいを軽減、改善し、発達を促していくために、医療、訓練、保育、教育などを組織的に行うこと。

### ●療育手帳:

児童相談所または知的障がい者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がいのある人に対する一貫した指導、相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっている。

### ●レスパイト:

休息あるいは息抜きという意味であり、レスパイトサービスは家族や保護者が日常的に行う介護や介助を事業所がサービスとして代行することで、家族や保護者が休息の時間を確保できるようにするサービスのこと。

第4期和水町障がい者計画  
第7期和水町障がい福祉計画  
第3期和水町障がい児福祉計画

発行年月:令和6年3月

編集・発行:和水町 福祉課

〒865-0192 熊本県玉名郡和水町江田3886番地  
TEL:0968-86-5724 FAX:0968-86-4660